

第4章 基本方向に基づく取り組み

資料5

3. 個別事業の取り組み

【凡例】

- ・（副）…副首都推進局
- ・（政）…政策企画部
- ・（府）…府民文化部
- ・（福）…福祉部
- ・（健）…健康医療部
- ・（商）…商工労働部
- ・（環）…環境農林水産部
- ・（都）…都市整備部
- ・（教）…教育庁
- ・（警）…府警本部

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向1 子どもを生み育てることができる社会				
1 安心して妊娠・出産できる仕組みの充実				
(1) 周産期医療・小児医療等の体制整備	1	周産期母子医療センター運営補助事業	府内の周産期医療体制の充実を図るため、ハイリスク妊産婦及びハイリスク新生児に対し、高度な医療を提供する周産期母子医療センターの運営に対し補助を行います。	(健) 地域保健課
	2	周産期緊急医療体制整備事業	総合周産期母子医療センターを中心とする母体・胎児から新生児まで一貫した高度な周産期医療を提供できる体制の整備・運営を行います。	(健) 地域保健課
	3	周産期緊急医療体制コーディネーター設置事業	母体や胎児が危険な状態にある妊婦を集中治療施設を有する専門医療機関に緊急搬送する際に、速やかに適切な医療が受けられる医療機関に搬送するため、コーディネーター業務をおこなう専任医師を、大阪母子医療センターに配置します。	(健) 地域保健課
	4	小児救急電話相談事業	小児科医の支援体制のもと、看護師が電話相談により、保護者への助言等を実施します。	(健) 医療対策課
	5 追加	最重症合併症妊産婦受入体制構築事業	産科合併症の重篤化や、産科以外の合併症により、生命の危機にある妊産婦について、高度専門的な周産期医療と救命救急医療を同時に提供できる適切な医療機関へ迅速に搬送・受入れられる体制を確保します。	(健) 地域保健課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向1 子どもを生み育てることができる社会				
1 安心して妊娠・出産できる仕組みの充実				
(1) 周産期医療・小児医療等の体制整備	6 追加	小児地域医療センターの指定について	国の指針に基づき、一般小児医療を担う医療機関では対応が困難な患者に対する小児専門医療を実施する「小児医療地域センター」、及び小児地域医療センター等では対応が困難な患者に対するより高度な小児専門入院医療を実施する「小児中核病院」を指定しています。	(健) 地域保健課
	7 追加	大阪府移行期医療支援センターについて	小児期から成人期に移行しても継続して医療を必要とする小児期発症慢性疾患患者に対して、移行期医療支援センター事業を推進し、発達段階を考慮した自律・自立支援や、成人科医療機関等で必要な医療を継続して受けられるよう支援します。	(健) 地域保健課
(2) 不妊・不育、予期せぬ妊娠、性に関する相談支援、プレコンセプションケアの推進	1	「にんしんSOS」相談事業	予期せぬ妊娠等に悩む人に対し、相談や保健・医療・福祉機関等への連絡、サービスの紹介など、情報提供と必要な支援に繋ぐことにより、妊婦の孤立化を防ぎます。	(健) 地域保健課
	2 修正	産婦人科救急搬送体制確保事業	「かかりつけ医のいない未受診妊産婦」等夜間・休日における産婦人科の救急搬送について、大阪府内を3つの地域に分け、当番制により受入病院を確保することにより、一次的に対応する体制を整備します。	(健) 地域保健課
	3 修正	性と健康の相談センター事業	不妊・不育・性や生殖に関する相談や情報提供を行い、不妊・不育・性や生殖に悩む人々の身体的、精神的負担の軽減と支援を図ります。	(健) 地域保健課
	4 追加	プレコンセプションケア啓発事業	男女問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図るため、府民向けイベントや大学におけるセミナーを実施する等、プレコンセプションケアの周知・啓発に取り組みます。	(健) 地域保健課
(3) 妊産婦等への保健施策の推進	1 修正	こども家庭センター（母子保健機能）の促進	全ての妊産婦と乳幼児の状況等を包括的かつ継続的に把握し、相談・支援プランの策定や関係機関との連絡調整を行う「母子保健機能」を促進するため、人材育成研修や情報交換のための連絡会を開催します。	(健) 地域保健課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向1 子どもを生み育てることができる社会				
1 安心して妊娠・出産できる仕組みの充実				
(3) 妊産婦等への保健施策の推進	2	妊娠・出産包括支援推進事業	身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族に対する相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る「産前・産後サポート事業」や、産後1年以内の母子への心身ケア・育児サポートを行う「産後ケア事業」等について、連絡調整会議や研修等を実施し、市町村における実施体制の整備を支援します。 なお、「産前産後サポート事業」には、孤立しやすく、産前・産後で育児等の負担が多い多胎妊産婦を支援するための「多胎ピアサポート事業」や「多胎妊産婦サポーター等事業」を含みます。	(健) 地域保健課
	3 追加	伴走型相談支援の促進	全ての妊産婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠届出時から妊婦・子育て世帯に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施する市町村を支援します。	(健) 地域保健課
	4 追加	妊産婦メンタルヘルスネットワーク構築事業	拠点機関（大阪母子医療センター）にコーディネータを配置し、妊産婦のメンタル不調に携わる精神科医療機関や産婦人科医療機関、地域の関係機関と連携会議の開催や適切な医療につながるよう相談支援や症例検討を実施し、妊産婦のメンタルヘルスに対応する地域の支援体制の整備を図ります。	(健) 地域保健課
	5 追加	妊産婦等生活援助事業	特定妊婦等への支援体制を強化するため、乳児院等にコーディネーター、看護師及び母子支援員を配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を実施します。	(福) 家庭支援課
	6 追加	助産制度	経済的理由により入院助産を受けることが困難な妊産婦が安心して出産できるよう助産施設への入所、出産費用を援助します。	(福) 家庭支援課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向1 子どもを生み育てることができる社会				
1 安心して妊娠・出産できる仕組みの充実				
(4) 乳幼児期における保健施策の推進	1	先天性代謝異常等検査事業	先天性代謝異常症等を早期に発見し、適切な治療を行うため、新生児を対象としたマス・スクリーニング検査事業を実施します。	(健) 地域保健課
	2 修正	乳幼児健診体制整備事業	乳幼児健診において、府内で統一した基準で支援が行えるよう問診項目やスクリーニング基準、未受診対応等の各種ガイドラインの提供等により、市町村を支援します。	(健) 地域保健課
2 幼児期までの子どもの育ちを支える施策の推進				
(1) 保育が必要なすべての家庭に保育を提供する取り組み等の推進	1	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業を推進します。	(福) 子育て支援課
	2	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業を推進します。	(福) 子育て支援課
	3	病児保育事業	保護者の就労等で、自宅保育が困難な病気の児童について、保育所、認定こども園、病院、診療所、その他の場所において、保育を行う事業を推進します。	(福) 子育て支援課
	4	認定こども園整備事業、保育所等整備事業、小規模保育設置促進事業	認定こども園等の施設整備、待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備及び小規模保育事業所の設置等により、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う市町村を支援します。	(福) 子育て支援課
	5 修正	地域限定保育士試験の実施	保育実技講習会による地域限定保育士試験を実施することにより、保育士試験の受験者に多様な選択肢を提供し、府内における新たな保育士資格取得者を増やす等、国家戦略特別区域制度を活用した事業を推進します。	(福) 子育て支援課
	6	私立幼稚園振興助成費（預かり保育助成事業）	幼稚園の教育時間外に在園児に対し預かり保育を実施し、多様な保育ニーズに対応する幼稚園を支援します。	(教) 私学課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向1 子どもを生み育てることができる社会				
2 幼児期までの子どもの育ちを支える施策の推進				
(1) 保育が必要なすべての家庭に保育を提供する取り組み等の推進	7	認定こども園の普及促進	認定こども園に移行したい幼稚園や保育所、あるいは認定こども園の普及促進を図る市町村に対し、認定こども園の設置が円滑に行われるよう支援します。	(福) 子育て支援課
	8	幼児教育・保育の無償化（施設型給付費等負担金等）	幼児教育・保育の無償化の円滑な実施のため、市町村間の意見交換の機会を設けることや、制度等のきめ細やかな情報提供を行うことにより、支給事務の円滑な実施を図ります。	(福) 子育て支援課
	9 追加	保育所緊急等整備事業の実施	市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置を実施する事業を推進します。	(福) 子育て支援課
	10 追加	大阪府安心こども基金	保育所の計画的な整備等の実施及び認定こども園の拡充等による新たな保育需要への対応のほか、子ども・子育て支援法に規定する子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付等の円滑な実施等を行います。	(福) 子育て支援課
	11 追加	こども誰でも通園制度	現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能な枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付の創設を見据えて、市町村において試行的事業を行っているところであり、令和8年度の本格実施に向けて、事業実施市町村を支援し、本制度の円滑な実施を目指します。	(福) 子育て支援課
	12 追加	地域の子育て世帯等に対する相談体制の充実	社会福祉協議会などが実施する研修をスマイルサポーター研修として認定し、妊産婦や子育て世帯に対して必要な情報の提供や相談・助言を行います。	(福) 子育て支援課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向1 子どもを生み育てることができる社会				
3 幼児期までの子どもへの教育・保育内容の充実				
(1) 教育・保育内容の充実	1 修正	認定こども園等研修・幼児教育フォーラム・幼児教育理解推進事業・幼児教育人権研修	研修やフォーラム、協議会等を通じて、効果的な取組の周知・普及を図ることにより、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業における教育・保育機能の充実をめざします。	(福) 子育て支援課、 (教) 小中学校課、 教育センター、 私学課
	2	幼児教育推進指針の周知徹底	保幼小合同研修会等で、幼児教育推進指針を活用して保幼小の連携の重要性を示し、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校において、教育内容などの連携がさらに深まり、子どもの現状把握や課題の共有が行われるよう支援します。	(教) 小中学校課
	3 追加	幼児教育と小学校教育の円滑な接続	幼児の生活、発達や学びの連続性を踏まえた教育課程、保育課程の相互理解を推進し、子どもたちの資質・能力を育成します。	(教) 小中学校課、 教育センター
	4 追加	子どものバス送迎における安全徹底	安全に教育・保育が実施できるよう登園時の出欠確認や保育活動の場面転換時毎の人数確認の徹底、降園時の保護者への引渡し確認を確実にを行うほか、園内外の活動それぞれの場面ごとに児童の人数や健康状態を確認するなど、より一層の安全管理の徹底に取り組んでいただくよう周知し、送迎バスの乗降時や園外活動時の場面転換時などにおいて、児童を見失い、置き去りになる事案があった場合は、報告を行います。	(福) 子育て支援課
	5 追加	不適切な保育への対応	令和5年5月に国が示した「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」に基づき、不適切な保育の可能性のある事案が発生した場合は、必要に応じて、指導監査を実施し、適切に保育が行われるように改善を求めます。	(福) 子育て支援課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向1 子どもを生み育てることができる社会				
3 幼児期までの子どもへの教育・保育内容の充実				
(2) 教育・保育にかか る人材の確保 及び資質の向上	1 修正	保育教諭確保のための資格等取得支援事業	幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされています。幼稚園、保育所から幼保連携型認定こども園への円滑な移行を促進するため、いずれか一方の免許又は資格を有していれば保育教諭となることができる経過措置期間が設けられています。この期間終了までに、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得又は幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ります。	(福) 子育て支援課
	2	潜在保育士確保事業	保育士・保育所支援センターを設置し、保育所等で就労していない保育士（いわゆる潜在保育士）に対し、保育士登録簿を活用した働きかけや、就職あっせん、現場復帰に必要な研修や職場体験を行い、再就職等への支援を行います。	(福) 子育て支援課
	3 修正	地域限定保育士試験の実施（再掲）	保育実技講習会による地域限定保育士試験を実施することにより、保育士試験の受験者に多様な選択肢を提供し、府内における新たな保育士資格取得者を増やす等、国家戦略特別区域制度を活用した事業を推進します。	(福) 子育て支援課
	4 追加	保育士等キャリアアップ研修の実施機関指定	保育士に高度な専門性が求められるようになってきたことや保育士のキャリアパス整備といった課題に取り組むために本研修の機会を広く確保します。	(福) 子育て支援課
	5 修正	認定こども園等研修・幼児教育フォーラム・幼児教育理解推進事業・幼児教育人権研修（再掲）	研修やフォーラム、協議会等を通じて、効果的な取組の周知・普及を図ることにより、認定こども園、幼稚園、保育所における教育・保育機能の充実をめざします。（再掲）	(福) 子育て支援課、 (教) 小中学校課、 教育センター、 私学課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向1 子どもを生み育てることができる社会				
3 幼児期までの子どもへの教育・保育内容の充実				
(2) 教育・保育にかか る人材の確保及び資 質の向上	6 修正	保育所障がい児保育担当保育士等研修会の実施	保育所等における障がい児保育の実施に必要な知識及び技術に関する研修を行い、障がい児保育を担当する保育士等の資質の向上を図ります。	(福) 子育て支援課
	7	認可外保育施設の指導監督強化事業	認可外保育施設の適切な運営を確保するため、施設職員等に対する研修を実施します。	(福) 子育て支援課
	8 追加	気づき支援人材育成事業	発達障がいの可能性がある子どもの早期発見、子どもへの早期支援ができる人材を養成するため、大阪府内の保育所・幼稚園等に勤務する保育士・幼稚園教諭等を対象に、発達障がいの特性と発達障がい児への具体的な支援方法などについての研修を実施します。	(福) 地域生活支援課
	9 追加	幼児教育に携わる教職員の資質の向上	幼児教育センターにおいて、幼児教育アドバイザー育成・フォローアップ研修を実施し、教職員の資質向上を担う人材を確保します。	(教) 教育センター

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向2 子どもが成長できる社会				
4 確かな学力の定着と学びの深化				
(1) 個別最適な学びと協働的な学びによる学びの深化	1	スクール・エンパワーメント推進事業	学力向上に向けた取組を市町村の中心となって進める学校や府全体の学力課題の改善に向けた取組を進める学校として、府内69小学校、55中学校にスクール・エンパワーメント担当教員を配置し、学力向上に向けた計画に基づく組織的な取組の好事例の収集、効果的な取組の普及を行います。	(教) 小中学校課
	2 追加	小学生すくすくウォッチ、中学生チャレンジテストの実施	各学校が子どもたちの学習の状況を詳細に把握、分析するとともに、子どもたち自身が学力の伸びや自分の強み・弱みなどを把握することで、学力等を向上させようという意欲を高められるよう、「小学生すくすくウォッチ」「中学生チャレンジテスト」を実施します。	(教) 小中学校課
	3 追加	府立学校における「わかる授業」「魅力ある授業」の推進	子どもたちが授業への興味・関心や理解度を高め、主体的に学ぶ授業改善を進めます。	(教) 高等学校課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向2 子どもが成長できる社会				
4 確かな学力の定着と学びの深化				
(1) 個別最適な学びと協働的な学びによる学びの深化	4 修正	英語教育推進事業（「生きた」英語教育推進プロジェクト）	「大阪版CAN-DOリスト」や「STEPS in OSAKA」、「BASE in OSAKA」等のデジタルコンテンツの活用により、1人1台端末を活用した個別最適な学びと、小・中・高等学校の連続性のある学びを実現していきます。 さらに、児童生徒が授業や家庭学習で身に付けた英語を実際のコミュニケーションの場面で活用できるようにするため、イングリッシュキャンプや国際会議等を実施し、児童生徒の実践的なコミュニケーション能力の育成を図ります。 また、府立高校の生徒が「生きた」英語力、とりわけ話す力を身につけることをめざし、授業内外において英語によるコミュニケーションの機会を充実させるため、全ての全日制の高校に週5日、定時制の高校に週1日ネイティブ講師を配置するとともに、教員の指導力や英語力の向上をめざした教員研修等を実施します。	(教) 高等学校課、 小中学校課
	5 修正	工科高校・商業系高校・農業高校の充実	実業高校において、生徒の多様な進路実現に向け、高等教育機関や産業界と連携を進め熟練技術者による指導や生徒のキャリア形成につながる授業等を実施するとともに、さらなる教育内容の充実に取り組みます。	(教) 高校改革課
	6	グローバルリーダーズハイスクールの充実	平成23年4月に府立高校10校をグローバルリーダーズハイスクールに指定し、これからのグローバル社会をリードする人材を育成します。毎年、各校の取り組みに対して、外部有識者によるパフォーマンス評価を行い、活性化を図ります。	(教) 高等学校課
	7	教育振興に資する教育活動に対する助成	私立高等学校等が独自の建学の精神に基づき行っている教育振興に資する教育活動経費に補助します。	(教) 私学課
	8 修正	市町村研修支援プロジェクト	市町村教育委員会が実施する「学習指導」等の研修について、教育センターの指導主事を派遣し、市町村立学校の授業づくりを支援します。	(教) 教育センター

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向2 子どもが成長できる社会				
4 確かな学力の定着と学びの深化				
(2) 社会や地域とつながる探究的な学習の実践	1 追加	SDG s ジュニアプロジェクト事業	「2025年日本国際博覧会協会教育プログラム」を活用し、地域の具体的な課題解決に向けて他者と協働しながら進める探究学習を通して、社会に主体的に参画していくための資質・能力を育みます。	(教) 小中学校課
	2 追加	府立高校における「総合的な探究の時間」の充実	子どもたちが社会の課題を発見し、解決に向けて取り組む力を育成するよう、総合的な探求な時間における実践好事例を発信し、各校における取組みを支援します。	(教) 高等学校課
(3) 障がいのある子どもたちの教育の充実	1	障がいのある生徒の高校生活支援事業	府立高校において、障がいのある生徒と障がいのない生徒の「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するため、「エキスパート支援員」等を配置し、教育環境を整備します。	(教) 高等学校課
	2 追加	在籍者数の増加にあわせた支援学校等の環境整備	支援学校在籍者数の増加による教室不足の解消と、国が定める「特別支援学校設置基準」に沿うようにするため、将来にわたる在籍者数の推計等を踏まえ、子どもたちの障がいの状況に応じた、支援学校の新設や既存の学校での増築等を計画的に実施するとともに、適切な環境整備を図ります。	(教) 支援教育課
	3 追加	小・中学校における支援学級の指導のさらなる充実	支援学級に在籍する子ども一人ひとりの障がいの状況等に応じた特別の教育課程の編成と確実な実施を実現するため、市町村教育委員会への指導助言を行います。	(教) 支援教育課
	4 修正	市町村医療的ケア等実施体制サポート事業	小・中学校で勤務する学校看護師の周知や定着支援を行うとともに、新たに医療的ケアが必要な児童生徒や学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度の児童生徒（支援学校へ就学するための条件となる障がいの程度に該当する児童生徒）を受け入れる小・中学校の施設整備等を行う市町村をサポートします。	(教) 支援教育課
	5	医療的ケア通学支援事業	府立学校において、医療的ケアが必要なために通学バスを利用できない等の理由により通学が困難な児童生徒等の学習機会を保障します。	(教) 支援教育課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向2 子どもが成長できる社会				
4 確かな学力の定着と学びの深化				
(3) 障がいのある子どもたちの教育の充実	6 追加	府立支援学校におけるバス通学の充実	府立支援学校に在籍する子どもたちの障がいの状況等が重度・重複化、多様化している状況等を踏まえ、長時間乗車による子どもたちの負担を軽減します。	(教) 支援教育課
	7 追加	自立支援推進校・共生推進校での教育成果の普及	自立支援推進校や共生推進校で培った支援教育に関するノウハウを共有し、障がいのある子どもたちへの教科指導等の充実を図ります。	(教) 高校改革課
	8 修正	「個別の指導計画」の作成・活用の推進	障がいのある全ての幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導や、一貫した支援の充実に向け、地域支援ネットワークを整備します。 福祉、医療、労働等の関係機関や専門家との連携・協力を強化しながら、幼児児童生徒や保護者の参画のもと、「個別の教育支援計画」の作成・活用を促進します。 また、在籍校において提供される教育支援の内容については、教科等横断的な視点から個々の幼児児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として「個別の指導計画」に生かしていきます。	(教) 支援教育課
	9 修正	通級指導教室の充実	国定数を活用しながら小中学校・高校での通級指導教室の設置を進め、通常の学級に在籍するLD（学習障がい）、ADHD（注意欠如多動性障がい）を含む障がいのある児童生徒への指導・支援を充実します。	(教) 支援教育課、高校改革課
	10	障がいのある生徒の高校生活支援	生徒が安心して通える学校づくりを支援するために、生徒一人ひとりの障がいの状況に応じて、学習支援員、介助員を配置する私立高等学校等へ補助を行います。	(教) 私学課
	11	私立幼稚園特別支援教育助成	特別支援教育の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立幼稚園に対し助成します。	(教) 私学課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向2 子どもが成長できる社会				
4 確かな学力の定着と学びの深化				
(3) 障がいのある子どもたちの教育の充実	12	特別支援教育就学奨励費	支援学校等に就学する幼児・児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、就学のため必要な経費についてその一部を支給します。	(教) 支援教育課
	13	学校卒業後等の学びの場づくり	平成30年度に実施した「障がい者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」により、「学びの場」に関する取組みについて、保護者や生徒等にしっかりと情報を行き渡らせる必要があり、「学びの場」への期待が多様であることが把握されたことを踏まえ、府内で「学びの場」の提供に取り組む事業所等の情報を広く公表する仕組みを運用します。	(福) 自立支援課
	14 修正	聴覚に障がいのある子ども等の支援等	府立福祉情報コミュニケーションセンターを拠点として、新生児聴覚スクリーニング検査で「聴覚障がいの疑いあり」と判定された乳幼児及びその保護者に係る相談支援や関係機関との連携体制の確保、手話（ことば）の獲得支援を担う専門人材の養成確保や派遣など、一貫した取組みである「こめっこプロジェクト」を実施します。	(福) 自立支援課
	15	視覚に障がいのある子ども等の支援等	府立福祉情報コミュニケーションセンターを拠点として、就学前の視覚障がいのある幼児等に対し、相談支援や通所支援等の必要な援助等を行います。	(福) 自立支援課
	16	支援学校等への支援等	府内障がい者スポーツの中核拠点であるファインプラザ大阪等において、府立支援学校等への支援を行うほか、府立支援学校等のダンスパフォーマンスに係る発表等の場を確保します。	(福) 自立支援課
	17	スポーツ・文化教室等の実施	ファインプラザ大阪等において、スポーツ教室（水泳、バトミントン、体操等）、文化教室（音楽、料理等）等を行います。	(福) 自立支援課
	18	特別支援学校教員免許法認定講習	教員の特別支援学校教諭二種免許状の取得を推進するため、免許法認定講習を実施します。	(教) 支援教育課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向2 子どもが成長できる社会				
4 確かな学力の定着と学びの深化				
(3) 障がいのある子どもたちの教育の充実	19 修正	支援教育コーディネーターを中心とする校内支援体制の充実	小・中学校については、府教育委員会が府内全市町村を対象にした学校訪問を行い、支援教育の推進状況を把握します。また、支援教育コーディネーターを中心とする校内支援体制の充実に向け、市町村教育委員会へ指導助言を行います。府立高校については、支援教育コーディネーターを中心とする校内支援体制の状況を調査し、校長に対して指導助言を行います。	(教) 支援教育課、高校改革課
	20 修正	支援教育地域支援整備事業	各地域ブロック等の府立支援学校が協力して巡回相談を行うなど、リーディングスタッフやコーディネーターの専門性を生かした地域支援が行える体制をつくり、支援学校のセンター的機能のさらなる充実を図ります。 府立支援学校と府内市町村教育委員会、その他関係部局や医療・保健・福祉・労働等の関係機関等が連携し、地域支援リーディングスタッフ等を活用して、小・中学校等の支援教育に関するニーズに応じた適切な指導・助言等を行い、誰もが安心して学ぶことができるよう校内体制づくりを支援します。	(教) 支援教育課
(4) 配慮や支援が必要な子どもたちへの指導の充実	1 追加	不登校等対策支援事業	不登校等児童生徒への支援の核となる場所として、府内の一部の小中学校の校内教育支援ルームに支援人材を配置し、個に応じた学びの機会の保障等、多様な支援を実施します。	(教) 小中学校課
	2 修正	日本語指導推進事業	日本語指導が必要な児童生徒が将来、社会で生きていくために必要な力が育まれるよう、日本語能力の向上に向けた指導の支援を行います。	(教) 小中学校課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向2 子どもが成長できる社会				
5 豊かな心と健やかな体の育成				
(1) 豊かな心のはぐくみ	1 修正	小中学校・高等学校における人権教育の推進	小中学校における人権教育の推進を図るため、人権教育教材集・資料等を活用した実践に係る教員研修を実施します。研修を通じて、実践校における指導方法等に係る調査研究を共有するとともに、その普及を図ります。また、高等学校においては、教職員向け研修会やフォーラム等を通じ、指導方法や指導例、実践の成果を発信し、すべての府立学校において、人権をテーマにした教育を子どもたちにホームルー ムや授業等で複数回実施します。	(教) 小中学校課、高等学校課
	2 修正	道徳教育の推進	子どもたちの生命を尊重する心や規範意識の育成に努めます。 小中学校における道徳教育の充実を図るため、「考え、議論する道徳」の質的転換に向けたさらなる授業改善の推進及び、学校の教育活動全体で取り組む道徳教育の充実、小中連携による9年間を見通した道徳教育の充実に向けた研究等を行い、小中学校における特色ある道徳教育の取組みの支援を行います。 また、道徳教育に関する研修会の実施、学校と地域・家庭が連携した取組みの実施等により、道徳教育の充実を図ります。 また、引き続き、「こころの再生」府民運動においても啓発を行います。	(教) 教育総務企画課、小中学校課
	3 追加	障がい理解教育の推進	子どもたちが、障がいについて正しく理解・認識するための指導の充実と取組みの推進を学校に促します。	(教) 小中学校課、高等学校課
	4 追加	多文化共生教育の推進	子どもたちが自国の歴史や伝統・文化に誇りを持つとともに、諸外国の文化や習慣等について理解を深め、互いに違いを認め合い、共に生きていく力を育成するため、在日外国人教育のための資料集を活用した実践に係る教員研修を実施します。 研修を通じて、実践校における指導方法等に係る調査研究を共有するとともに、その普及を図ります。	(教) 小中学校課、高等学校課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向2 子どもが成長できる社会				
5 豊かな心と健やかな体の育成				
(2) 学校におけるセーフティネットとなる居場所づくりの推進	1	中退防止対策の推進	中退率の高い学校に中退防止コーディネーターを配置し、中高連携の推進や校内組織体制づくりを進めます。 全府立高校が参加する中退防止フォーラムを開催し、中退防止に効果をあげている学校の取り組みを発信します。 各校の事例や取り組みをまとめた事例集を作成します。	(教) 高等学校課
	2 修正	児童生徒支援総合対策事業	いじめや児童虐待、ヤングケアラー等の早期発見に向けた的確な実態把握や相談体制の充実を図るとともに、校長のリーダーシップによる迅速な対応を図るため、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(平成26年2月)や「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編」(令和元年12月)の活用を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を市町村教育委員会や学校へ派遣し、事案解決に向けた市町村教育委員会・学校の対応力を高める支援を行います。	(教) 小中学校課
	3 修正	スクールカウンセラー配置事業	スクールカウンセラーを政令市を除く全中学校に加え、全小中学校に配置することから、児童・生徒の心のケアや保護者等の悩み相談、教員への助言・援助等を行い、学校教育相談体制の一層の充実を図ります。	(教) 小中学校課
	4 修正	スクールソーシャルワーカー配置事業	市町村教育委員会に対して、スクールソーシャルワーカーを政令・中核市を除くすべての中学校区に配置できるよう補助し、児童・生徒に福祉的観点からの支援を行うとともに、福祉関係機関等とのネットワークの充実を図ります。	(教) 小中学校課
	5 修正	教育振興に資する教育活動に対する助成	私立学校が行うスクールカウンセラーの配置などに補助し、いじめ等の問題の解決に向けた適切な取り組みを求めています。	(教) 私学課
	6 追加	児童・生徒への支援充実のための学校体制の強化	課題の大きな学校がその課題の解決に向けて、生徒指導や進路指導、キャリア教育等に取り組むため、国の加配定数を活用して、児童・生徒支援コーディネーターを配置し、学校全体の指導及び支援体制の充実を図ります。	(教) 小中学校課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向2 子どもが成長できる社会				
5 豊かな心と健やかな体の育成				
(2) 学校におけるセーフティネットとなる居場所づくりの推進	7	府立学校において、アンケート「安全で安心な学校生活のために」を実施	年2回、アンケート調査を実施することにより、体罰の早期発見につなげます。	(教) 高等学校課
	8	「被害者救済システム」等の相談窓口の活用	児童・生徒からの訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる窓口の設置等、校内体制を整備します。 また、「被害者救済システム」の活用など第三者性を活かし、被害を受けた子どもたちの立場に立った解決・救済を図ります。	(教) 高等学校課、小中学校課
	9	体罰等の防止	体罰等の防止に向けた府教育委員会等の取り組みを情報提供し、私立学校や私学団体に対して教職員による体罰等の防止に向けた研修などの取り組みを働きかけ、支援するとともに、被害を受けた子どもの立場に立った解決が図られるよう、私立学校に適切な対応を求めています。	(教) 私学課
(3) 運動への興味・関心の向上と運動による体力づくりの推進	1 追加	運動やスポーツに親しむ機会の拡充	大阪の子どもたちの心身の健やかな成長や体力の向上を図ることを目的とし、様々なスポーツに触れることができるスポーツ体験会や、EKIDEN大会の開催のほか、各事業を通して子どもたちが運動への興味・関心を高め、運動習慣の定着を図ります。	(教) 保健体育課
	2 追加	運動やスポーツによる体力づくりの推進	「体力づくり推進計画（アクションプラン）」を学校全体で活用するとともに、子どもたちがICTを活用し、楽しく運動しながら体力向上に取り組むことができるように、体育の授業、体力づくりなどに関する工夫・改善を支援し、子どもたちの体力の向上を図ります。	(教) 保健体育課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向2 子どもが成長できる社会				
5 豊かな心と健やかな体の育成				
(4) 健康を保持・増進する生活習慣づくりの推進	1 修正	児童生徒の健康課題の解決に向けた取組みの推進	児童生徒の健康課題を解決するため、教員がより専門的な知識を持って、子どもたちへの健康相談や保健指導を行うことができるよう、外部機関と連携した教職員研修等を実施します。 また、保護者を委員とした学校保健委員会の設置と開催を推進します。	(教) 保健体育課
6 将来をみすえた自主性・自立性の育成				
(1) 夢や志を持って粘り強くチャレンジする姿勢の育成	1 修正	発達段階に応じたキャリア教育の推進	すべての中学校区における小・中学校9年間の系統的な全体指導計画に基づいた取組みによる子どもの変容の共有を推進します。	(教) 小中学校課
	2 追加	SDGs ジュニアプロジェクト事業（再掲）	「2025年日本国際博覧会協会教育プログラム」を活用し、地域の具体的な課題解決に向けて他者と協働しながら進める探究学習を通して、社会に主体的に参画していくための資質・能力を育みます。（再掲）	(教) 小中学校課
	3	エンパワメントスクール生徒支援体制整備事業	エンパワメントスクールにキャリア教育コーディネーター及びスクールソーシャルワーカーを配置することにより、当該高等学校に在学する生徒の就学を支援する。また、生徒一人ひとりの状況をふまえ、卒業後の社会的自立や社会参加に向けてキャリア教育の推進を図ります。	(教) 高等学校課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向2 子どもが成長できる社会				
6 将来をみすえた自主性・自立性の育成				
(1) 夢 や志を 持って粘 り強く チャレン ジする姿 勢の育成	4 追加	多様な教育実践校の設置及び教育内容等の 充実	少人数学級の実現や充実した体験型学習をはじめ従来の手法 等に捉われない教育活動を実施する「多様な教育実践校」を設 置し、特定の学びや活動が得意・不得意な子どもたち、また、 自分らしさを発揮したい子どもたちなど多様な子どもたちが、 意欲的に自分らしく学び、社会で自立する力を身につけられる 教育環境を充実させます。	(教) 高校改 革課
	5	府立高等学校キャリア教育体制整備事業	進路決定に向けて支援を必要とする生徒の増加に対応するため、 高校3年間のロードマップ作成等を通じて支援内容の充実を図 るとともに、モデル校において、就職した卒業生の職場定着に 向けた支援、状況分析を行うことでキャリア教育のさらなる充 実を図ります。	(教) 高等学 校課
	6	合同求人説明会	就職応募機会の拡大及び、より適切な就職の促進を図り、在 校中に一人でも多くの生徒が内定を得ることを目的とし、事業 主と生徒が一堂に会する場として、合同求人説明会(年2回)を 開催します。	(教) 高等学 校課
	7	産業人材育成協議会議	高等職業技術専門校の産業人材育成協議会に出席するなど、 連携を図ります。	(教) 高校改 革課
	8	府庁内インターンシップ	大阪府庁内の各所属及び出先機関において、行政事務等の就 業体験の応募を府立学校に募り、参加生徒の職業観・勤労観の 向上を図り、府政に対する理解を深めます。	(教) 高等学 校課
	9 修正	民主主義など社会の仕組みに関する教育の 推進	児童生徒が主体的に社会に参画し貢献する態度をはぐくむた め、小中学校の社会科、特別活動、総合的な学習の時間等にお いて、民主主義など社会の仕組みに関する教育の推進に努めま す。	(教) 小中学 校課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向2 子どもが成長できる社会				
7 公私を問わない自由な学校選択の機会の保障				
(1) 高校等の授業料完全無償化	1 修正	高等学校等授業料支援補助事業（完全無償化）	生徒・保護者が公私を問わず自由に学校選択できるように、国の「高等学校等就学支援金」と併せて「国公立高等学校等授業料支援金」及び「私立高等学校等授業料支援補助金」を交付し、令和8年度に全学年で高等学校等の授業料の完全無償化を実施します。 ※令和6年度から段階的に所得制限を撤廃	(教) 施設財務課、私学課
	2 修正	大阪公立大学等授業料等支援事業	親の経済事情や家庭の個別事情によって、大阪の子どもたちが進学をあきらめることなくチャレンジできるよう、大阪で子育てをしている世帯への支援として、国の高等教育の修学支援新制度に大阪府独自の制度を加え、大阪公立大学等の授業料等の支援を令和2年度入学生から実施しています。 また、令和6年度から段階的に所得制限を撤廃し、令和8年度に全学年で授業料等の完全無償化をめざします。	(副)
	3 追加	大阪公立大学工業高等専門学校授業料支援補助事業	高等学校等における教育に係る更なる経済的負担の軽減、教育の機会均等に寄与するため、高等学校等の生徒等の授業料に充てる国の就学支援金制度に府独自の制度を加え、授業料の完全無償化を実施します。 令和6年度から段階的に所得制限を撤廃し、令和8年度に全学年で授業料の完全無償化をめざします。	(副)
8 地域の教育コミュニティづくりの推進				
(1) 地域の教育コミュニティづくりの推進	1 修正	教育コミュニティづくり推進事業	子どもたちの学びや成長を支えることができるよう、学校・家庭・地域が連携・協働して行う教育コミュニティづくりを進めます。	(教) 地域教育振興課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向2 子どもが成長できる社会				
9 子どもの居場所づくり				
(1) 子どもが健やかに過ごせる遊び場づくり	1 修正	府営公園の管理運営	府営公園の管理運営を通して、子どもたちに遊びや運動、憩いの場等を提供するとともに、自然体験や環境学習のイベント等を開催します。	(都) 公園課
	2	企業との連携による冒険の森づくり事業	企業が主体となって実施する、森林を利用して子どもを育てる「冒険の森づくり」の取り組みに対し、プログラムの提供、活動場所のあっせん等の支援を行います。	(環) 森づくり課
(2) 放課後等の子どもの居場所づくり	1 修正	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を推進するため、放課後児童クラブの運営費を補助します。	(福) 子育て支援課
	2 修正	放課後児童クラブ整備費補助金	地域における子育て支援の推進や待機児童解消のため、放課後児童クラブの整備を促進します。	(福) 子育て支援課
	3 修正	放課後児童支援員等研修事業	放課後児童クラブの支援員確保及び職員の資質向上を図るため、支援員としての資格付与及び職員の資質向上のための研修事業を実施します。	(福) 子育て支援課
	4 修正	教育コミュニティづくり推進事業（おおさか元気広場）	放課後や週末等に、安全で安心な子どもたちの活動場所が確保されるよう、地域における子どもの体験・交流活動や学習活動等である「おおさか元気広場」の実施を促します。	(教) 地域教育振興課
	5 修正	放課後等デイサービスの充実	障がい児の生活能力の向上のために必要な支援や社会との交流の促進等が適切に行われるよう、事業所の支援力の向上のための支援を行います。	(福) 地域生活支援課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向2 子どもが成長できる社会				
9 子どもの居場所づくり				
(3) 子ども食堂等の居場所づくり	1 修正	公民連携による子ども食堂を含む子どもの居場所への支援	公民連携の取組により、民間企業から食材等の影響や体験活動への招待があった場合、市町村等を通じて子ども食堂等に提供できるよう支援します。	(福) 子育て支援課、 (環) ブランド戦略推進課
	2 修正	子ども輝く未来基金を活用した子ども食堂等への支援	子ども輝く未来基金を活用し、子ども食堂等への学習教材や様々な体験活動等への支援を行います。	(福) 子育て支援課
	3 追加	子ども食堂ネットワークの強化	大阪府内の中間支援団体を中心としたネットワークを形成することにより、府域子ども食堂への支援体制を強化します。	(福) 子育て支援課
	4 追加	児童育成支援拠点事業	養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し生活の場を提供し、児童や保護者への相談支援等を行う事業を実施する市町村に対して、情報提供や補助を行います。	(福) 家庭支援課
10 必要な人に必要な支援が届く仕組みの充実				
(1) 学校と地域・福祉等との連携による子どもや保護者を支援につなぐスキーム	1	スクールソーシャルワーカー配置事業（再掲）	市町村教育委員会に対して、スクールソーシャルワーカーを政令・中核市を除くすべての中学校区に配置できるよう補助し、児童・生徒に福祉的観点からの支援を行うとともに、福祉関係機関等とのネットワークの充実を図ります。（再掲）	(教) 小中学校課
	2	課題を抱える生徒フォローアップ事業	高校内にNPO等の民間支援機関のほか、福祉や労働等の関係機関による居場所を設置し、生徒や家庭に対して支援を行う体制を構築するとともに、生徒の安心できる居場所を開設し、中退や不登校を防止します。	(教) 高等学校課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向2 子どもが成長できる社会				
10 必要な人に必要な支援が届く仕組みの充実				
(1) 学校と地域・福祉等との連携による子どもや保護者を支援につなぐスキーム	3	子どもの貧困緊急対策事業費補助金	市町村において実施する、課題を有する子どもや保護者を発見し支援へのつなぎや見守りを行う取組等に対し、補助金を交付します。	(福) 子育て支援課
	4	校種間連携の強化	教育課程や指導方法について、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高校・支援学校を見通した取り組みや校種間の段差を解消し円滑な接続を図るため、異なる校種間の研修交流を図ります。	(教) 小中学校課
基本方向3 若者が自立できる社会				
11 産学官連携による産業人材の育成				
(1) キャリア教育を通じた産学官連携による産業人材育成の推進	1	課題解決型授業（PBL）	大学が企業・行政・地域と連携し、それぞれが抱える課題を学生の力により解決を図り、学生が企業等に解決策を提案します。	(商) 人材育成課
	2	企業人による出前講座	大阪府が企業と大学等の橋渡しを行い、企業の若手社員等が大学に出向き、学生に対し働き甲斐や仕事の楽しさ等を講義します。	(商) 人材育成課
12 若者の就職支援				
(1) 若者への就職支援の強化	1	求職者を対象とした職業訓練（高等職業技術専門学校）	府内の高等職業技術専門学校（4校）及び大阪障害者職業能力開発校において、求職者を対象とした職業訓練を実施します。	(商) 人材育成課

修正

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向3 若者が自立できる社会				
12 若者の就職支援				
(1) 若者への就職支援の強化	2	離職者等再就職訓練（民間委託訓練）	民間教育訓練機関に委託して、離職者等を対象とした職業訓練を実施します。	(商) 人材育成課
	3	若者（求職者）の就職支援	若者が自分に合った就職ができるよう、キャリアカウンセリングや就職セミナーなど若者のキャリア形成支援を行います。 また、施設内に設置したハローワークコーナーの豊富な求人情報を活用し、その人に応じたミスマッチの少ない求人情報を提供します。	(商) 就業促進課
	4	就職支援希望カード	高校中退時及び卒業時に就職を希望しながら未就職だった生徒で「就職支援希望カード」を教育委員会に提出された方に対して、定期的にOSAKAしごとフィールドや地域若者サポートステーション等の就職支援事業の案内などの就職支援を行っています。	(商) 就業促進課
	5 修正	人材育成プログラム（しごとカプログラム）の活用	人材育成プログラム（しごとカプログラム）を用いて、若者が採用され、働き続けるために必要な力（しごと力）を養成し、再就職や離職防止、更なる活躍につなげていきます。	(商) 就業促進課
(2) 就労・進路選択に悩みを抱える若者への支援	1	若年無業者等の就職支援	OSAKAしごとフィールド（大阪府地域若者サポートステーションなど）において、働くことなどに悩みを持つ若者に対し、キャリアカウンセリングや職場体験等を通じた就職支援を行います。 また、府内8カ所に設置されている地域若者サポートステーションに対し、助言や情報提供を行い、地域拠点における支援体制の強化を図ります。	(商) 就業促進課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向3 若者が自立できる社会				
12 若者の就職支援				
(3) 障がい者の雇用促進と就労支援・定着支援	1	庁内職場実習の受入れ	福祉施設利用者及び支援学校等の生徒を対象とした府庁での事務作業等を通じた職場実習を実施します。	(福) 自立支援課
	2	障がい者就業・生活支援の拠点づくりの推進(障害者就業・生活支援センター事業)	障がい者の就労支援及びこれに伴う生活支援を一体的に提供することにより、障がい者の職業生活における自立を図ります。	(福) 自立支援課
	3 修正	ITを活用した就労の促進(大阪府ITステーション就労促進事業)	障がい者がITを活用して就労できるようIT講習等の訓練のみならず、相談や就労支援を行い、障がい者の就労促進を図るとともに、障がいに応じたICT支援機器に関する相談・紹介等を行い、障がい者の自立を図ります。	(福) 自立支援課
	4	知的障がい者、精神障がい者のチャレンジ雇用の推進(大阪府ハートフルオフィス推進事業)	知的障がい者、精神障がい者を非常勤職員として雇用し、社会福祉を専門とする職員等のもとで、障がい特性に合った事務補助業務を経験することにより、一般就労移行を支援します。	(福) 自立支援課
	5	精神障がい者の社会参加の促進(精神障がい者社会生活適応訓練事業)	精神障がい者が一定期間、協力事業所に通い、就労訓練を通じて社会生活を送るための適応力を養うことにより社会的自立を促進します。	(福) 自立支援課
	6 修正	障がいのある求職者を対象とした職業訓練(大阪障害者職業能力開発校など)	大阪障害者職業能力開発校及び府立高等職業技術専門校、特別委託訓練施設において、障がいのある方を対象とした職業訓練を実施します。	(商) 人材育成課
	7	障がい者雇用促進センターの運営	施策の情報提供や職域開拓等の相談・助言、また、特例子会社の設立についてのサポートを行い、障がい者雇用に取り組む企業を支援します。	(商) 就業促進課
	8	精神・発達障がい者等の職場定着支援(人事担当者のための精神・発達障がい者雇用アドバンス研修事業・精神・発達障がい者を中心とした職場体験受入れマッチング支援事業)	精神障がい者雇用企業での体験研修やセミナー受講等を通じて、障がい特性に対する理解と職場内での協力体制を構築するなど、企業の受入れ環境を整備することにより、精神障がい者及び発達障がい者の雇用の促進や職場定着の向上を図ります。	(商) 就業促進課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向3 若者が自立できる社会				
12 若者の就職支援				
(3) 障がい者の雇用促進と就労支援・定着支援	9	精神・発達障がい者等の職場定着支援（精神・発達障がい者雇用管理普及事業）	雇用する精神障がい者等のセルフコントロールを積極的にサポートできる雇用管理手法の普及を進め、企業の定着支援能力を強化することにより精神障がい者及び発達障がい者の職場定着の向上を図ります。併せて導入した雇用管理手法の効果検証を実施し、定着支援手法の改善を図ります。	(商) 就業促進課
	10	大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）の運用	大阪府と契約関係等にある事業主に対して、法定雇用率の達成を働きかけるとともに、障害者雇用促進基金（大阪ハートフル基金）の設置などにより、企業の取り組みを支援し、障がい者雇用を促進します。	(商) 就業促進課
	11	大阪府障がい者サポートカンパニー制度の実施	障がい者の雇用や就労支援を積極的に実施する企業等の登録を募り、取り組みの周知を通じて障がい者の雇用と就労支援を推進します。	(福) 自立支援課、 (商) 就業促進課、 (教) 支援教育課
	12	企業に対する支援学校等生徒の雇用支援	企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業において、教育庁等と連携して、支援学校等生徒の職場実習受入れ企業の開拓や実習先マッチング及び職場実習中のサポート等を通して、民間企業等への就職及び定着を支援します。	(商) 就業促進課
		追加		

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向3 若者が自立できる社会				
13 結婚、妊娠・出産等を希望する若者への支援				
(1) 若者が自らの意思で将来を選択できる取り組みの推進	1	ライフデザイン講座の実施	結婚、妊娠、出産、子育て等に関する幅広い知識や、仕事と子育ての両立等に関する実例を知る機会を大学生等に提供します。	(福) 子ども青少年課
	2 修正	高校生・大学生等の生活習慣病予防対策	市町村や関係機関と連携し、ダイエット志向が高まる若い世代を中心に、適正体重への理解や成長期に必要な栄養を確保するために正しい食生活を送ることの重要性への理解が深まるよう、普及啓発に取り組みます。 また、高等学校において、主体的かつ継続的に食育が取り組まれるよう、家庭科や保健の授業、部活動等での食育事例の紹介や指導教材の提供等を行います。 さらに、大学等や企業と連携したV.O.S.メニューやキャンペーン等の普及啓発を行います。 高等学校において、若いうちから正しい知識を持ち、自身のライフプランに適した健康管理の大切さや生活習慣の改善等を学ぶ健康教育の充実を図ります。	(健) 健康づくり課、 (教) 保健体育課
(2) 結婚を希望する人の希望が実現するための取り組みの推進	1 修正	切れ目のない支援のためのポータルサイトの運営	結婚・妊娠・出産・子育て支援ポータルサイト「子育て・結婚応援パスポート」を運営し、結婚から子育てまでのライフステージにおいて切れ目のない支援を行います。	(福) 子ども青少年課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向3 若者が自立できる社会				
13 結婚、妊娠・出産等を希望する若者への支援				
(2) 結婚を希望する人の希望が実現するための取り組みの推進	2 追加	おおさか結婚縁ジョイバス	府内の市町村・企業等との連携により、対象者に協賛店で様々な特典サービスが受けられるバスを交付することで、社会全体で結婚を応援する機運の醸成と、負担軽減による結婚への後押しを図ります。	(福) 子ども青少年課
	3 修正	出会いの場の創出等を図るためのネットワークの構築	出会いの場の創出や、結婚支援方策の充実等を図るためのネットワークを、府内の市町村や商工会議所等と形成し、イベントの共同開催や事例・ノウハウの共有を実施し、後押しが必要な層への働きかけを実施します。	(福) 子ども青少年課
	4	婚活イベントの実施	関係部局と連携し、民間のノウハウや資金を活用し、市町村・企業・団体等との協働によりイベントを実施するなど、様々な出会いの創出に向けた取組を図ります。	(福) 子ども青少年課
14 子ども・若者が再チャレンジできる仕組みづくりの推進				
(1) 市町村による支援ネットワークの構築	1	市町村による支援ネットワークの構築の促進	市町村において子ども・若者への支援が効果的に行われるよう、福祉、医療、労働、教育等の関係機関や民間支援団体の連携を促進することなどにより、市町村における子ども・若者支援地域協議会等のネットワーク構築を支援します。	(福) 子ども青少年課
	2	ひきこもり支援に携わる人材の養成研修の実施	ひきこもり等困難を有する青少年を支援につなぐ体制整備のため、市町村の支援従事者に対して研修会を実施します。	(福) 地域福祉課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向3 若者が自立できる社会				
14 子ども・若者が再チャレンジできる仕組みづくりの推進				
(2) ひきこもりの相談支援	1	課題を抱える生徒フォローアップ事業	高校内にNPO等の民間支援機関のほか、福祉や労働等の関係機関による居場所を設置し、生徒や家庭に対して支援を行う体制を構築するとともに、生徒の安心できる居場所を開設し、中退や不登校を防止します。	(教) 高等学校課
	2	ひきこもり地域支援センター事業	ひきこもりの状態にある本人・家族等からの電話相談を実施し、相談内容に応じて適切な支援機関につなぎます。また、ひきこもり支援者に対する後方支援として、市町村や関係機関に対し支援方法に関する支援を実施します。	(福) 地域福祉課

基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
15 子どもの貧困対策の推進				
(1) 子どもの貧困対策の推進	1 追加	子どもの貧困緊急対策事業費補助金（再掲）	市町村において実施する、課題を有する子どもや保護者を発見し支援へのつなぎや見守りを行う取組等に対し、補助金を交付します。	(福) 子育て支援課
(2) 社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成	1 追加	子ども輝く未来基金	子どもたちが同じスタートラインに立ち、輝く未来に向かって進むことができるよう「子ども輝く未来基金」を活用し、子ども食堂等を通じた子どもへの学習支援や様々な体験活動等への支援を行うことなどにより、社会全体で子どもの未来を応援する活動が広がるよう取り組みます。	(福) 子育て支援課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
16 児童虐待の防止				
(1) 児童虐待の防止	1 修正	児童虐待発生予防対策事業 「にんしんSOS」相談事業（再掲）	予期せぬ妊娠等に悩む人に対し、相談や保健・医療・福祉機関等への連絡、サービスの紹介など、情報提供と必要な支援に繋ぐことにより、妊婦の孤立化を防ぎます。（再掲）	（健） 地域保健課
	2	乳児家庭全戸訪問事業	すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。	（健） 地域保健課
	3 修正	養育支援訪問事業	養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業を実施する市町村に対して、情報提供や補助を行います。	（福） 家庭支援課
	4 追加	子育て世帯訪問支援事業	家事や子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭を対象に訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業を実施する市町村に対して、情報提供や補助を行います。	（福） 家庭支援課
	5 追加	児童育成支援拠点事業（再掲）	養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し生活の場を提供し、児童や保護者への相談支援等を行う事業を実施する市町村に対して、情報提供や補助を行います。	（福） 家庭支援課
	6 追加	親子関係形成支援事業	親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業を実施する市町村に対して、情報提供や補助を行います。	（福） 家庭支援課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
16 児童虐待の防止				
(1) 児童虐待の防止	7 修正	教育コミュニティづくり推進事業（家庭教育支援）	市町村における多様な親学習の機会を提供するとともに、家庭教育に不安や悩みを抱え孤立しがちな保護者・家庭への訪問型家庭教育支援の実施を促進します。	(教) 地域教育振興課
	8	居所不明児童への対応強化	地域における子育て機能の充実と住民参加のネットワークを構築し、子育て支援家庭の情報の共有を通じた支援を行うとともに、居所不明児童が発生した場合には、速やかな所在確認に取り組みます。	(福) 家庭支援課
	9 修正	オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの実施	児童虐待の発生防止や早期発見の重要性について、府民の意識啓発を図ることにより、府民、行政、関係団体が一体となって児童虐待防止対策に取り組む気運を醸成するため、11月を中心に、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施します。	(福) 家庭支援課
	10 修正	児童虐待防止推進会議における取組	児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るとともに、重大な児童虐待ゼロの実現をめざし、次の取組を実施します。 ・オール大阪での啓発活動 ・こども家庭センターの設置促進 ・警察との定期的な合同研修 ・SNSを活用した児童虐待防止相談事業 等	(福) 家庭支援課
	11	要保護児童対策地域協議会の強化	子ども家庭センターでの市町村職員受入研修など、対応ノウハウを共有することで、要保護児童対策地域協議会の連携を強化し、早期対応力を高めます。	(福) 家庭支援課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
16 児童虐待の防止				
(1) 児童虐待の防止	12	子ども家庭センターの通告受理対応	夜間・休日虐待通告専用電話を設置し、24時間365日切れ目のない虐待通告対応を行っています。 また、通告を受けてから原則48時間以内に児童の安全を確認します。とりわけ、最重度の虐待事案については24時間以内の安全確認を目指します。	(福) 家庭支援課
	13 修正	市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修及び市町村スーパーバイザー研修	子育てを取り巻く環境が変化する中では、住民に身近な市町村における相談対応の重要性が増しています。このため、市町村相談担当者が、精神保健、心理発達、障がいなどの専門的な知識に加え、相談場面を想定した実践的なスキルを身につけられるよう、研修を実施します。市町村職員の専門性及び組織対応力をより向上させるため、市町村の児童福祉担当課において指導者の役割を担う職員（スーパーバイザー）に対する研修を実施します。	(福) 家庭支援課
	14	家族再統合支援	子ども家庭センターにおいて、「虐待をしてしまった、あるいは虐待するおそれのある保護者」、「虐待を受けた子ども、特別なケアを要する子ども」等に対する支援プログラムを活用し、家族機能の再生を図ります。	(福) 家庭支援課
	15 追加	被虐待児におけるこころのケア機能の強化	被虐待児に対し、子ども家庭センターの専任の医師と児童心理司が、子どもの心の回復の支援を実施します。	(福) 家庭支援課
	16	児童虐待等危機介入援助チームの運営	深刻な児童虐待等の権利侵害から子どもを守るため、法律・医学の専門家からなるチームを設置し、子ども家庭センターと連携して必要な調査、相談、調整を行っています。	(福) 家庭支援課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
16 児童虐待の防止				
(1) 児童虐待の防止	17	相談援助業務の点検・検証	子ども家庭センターにおける業務や重大事案を点検・検証することによって、子どもや保護者への相談援助業務が適切に実施されているかどうか確認します。	(福) 家庭支援課
	18 追加	大阪府子どもを虐待から守る条例	平成22年9月大阪府議会において、議員提案により可決、平成23年2月に施行され、市町村や府民、保護者等とともに、子どもを虐待から守ることに関する施策を推進し、子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とし、府民全体で虐待から子どもを守るための取組みのあり方などを定めています。毎年、府及び市町村の虐待防止施策の実施状況等について報告書を作成し、公表しています。	(福) 家庭支援課
	19	要養育支援者情報提供票	妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする者を早期に把握し、継続的にサポートすることで、要養育支援者の孤立の防止及び養育力の向上の支援を行い、児童虐待の発生を予防します。	(健) 地域保健課
	20 修正	児童虐待発生予防に係る市町村の人材育成	未受診妊婦などリスクの高い妊婦や母子に対する適切な保健指導や支援が行えるよう、研修開催等を通じた市町村保健センター等の人材育成支援を行います。	(健) 地域保健課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
17 配偶者等からの暴力（身体的・精神的・経済的・性的）への対応				
（１）配偶者等からの暴力（身体的・精神的・経済的・性的）への対応	1 修正	DV防止に向けた啓発、関係機関との連携	配偶者等からの暴力の根絶に向けて、様々な関係機関が連携を図ることで総合的な支援体制の整備を進め、暴力の被害者を支援するための取り組みを推進します。DV防止のための啓発のほか、関係機関との連携を強化するとともに、「女性に対する暴力をなくす運動」キャンペーンの実施等を行います。	（府） 男女参画・府民協働課
	2 修正	DV相談・DV被害者自立支援事業	女性相談センター、各子ども家庭センターに配偶者暴力防止法に基づく相談支援センターとしての機能を置き、DV被害者からの相談に応じ、警察との連携による安全確保、裁判所による保護命令制度等、DV被害者等が利用可能な制度等に関する情報提供等を行います。 各種会議や研修等を通じて、相談支援センターの運営に必要な情報や専門的知識の提供、技術的な助言等を行うことにより、被害者を支える人材の育成や、市町村における相談支援センターの設置に向けた支援を行います。	（福） 家庭支援課
	3	DV被害者の一時保護事業	DV被害者や同伴児童の安全を確保する観点から、必要に応じて、各種社会福祉施設や民間シェルター等とも協力し、DV被害者や同伴児童の一時保護を行います。	（福） 家庭支援課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
17 配偶者等からの暴力（身体的・精神的・経済的・性的）への対応				
(1) 配偶者等からの暴力（身体的・精神的・経済的・性的）への対応	4 追加	デートDV・女性に対する暴力に関するリーフレットの作成	女性に対する暴力をなくすこと、また、若い世代が、交際相手に暴力を振るわない、交際相手から暴力を受けない、お互いに対等な関係を築いていけることをめざし、さまざまな機会を通じて啓発を行います。	(府) 男女参画・府民協働課
	5 追加	「女性に対する暴力をなくす運動」の取組	女性の人権を侵害するものである女性に対する暴力をなくすため、国や市町村とともに周知啓発に取り組みます。	(府) 男女参画・府民協働課
	6 修正	女性自立支援施設運営事業	大阪府が設置する女性自立支援センターにおいて、DV被害をはじめ、様々な困難な状況にある女性及び同伴児童の支援施設として活用します。	(福) 家庭支援課
	7	府営住宅の一時使用のための住戸の提供と生活用品の支援	自立をめざすDV被害者が1日も早く自立できるよう、DV被害者に対する府営住宅の一時使用のための住戸の提供と併せて生活用品面での支援を行います。	(福) 家庭支援課
	8	母子生活支援施設の機能の向上	利用者ニーズの複雑化、多様化に伴い、離婚、その他の事情により居住先を失うなど、多くの生活課題を抱えた母親と子どもの生活の安定が図れるよう、施設機能の向上や関係機関との連携を強化します。	(福) 家庭支援課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
18 社会的養護を必要とする子ども等に対する支援				
(1) 社会的養育体制の整備	1 修正	市町村の家庭支援体制等の整備に向けた取組みの支援	全ての妊産婦・子育て世帯の包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の市町村における設置促進に取り組みます。	(健) 地域保健課 、 (福) 家庭支援課
	2	子どもに対する在宅支援サービスの充実に 向けた支援	府内市町村が策定する「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づく取組状況の進捗管理を行います。	(福) 家庭支援課
	3	児童福祉司等の計画的な配置と人材育成	増加する児童虐待相談対応件数や、複雑・困難化するケースについて、子どもの心理、健康・発達、法律等の側面から適切に対応するとともに、業務量に見合った体制強化及び専門性向上に向け、児童福祉司等の計画的な配置に取り組みます。	(福) 家庭支援課
	4 修正	一時保護機能の強化	子どもの権利擁護が図られるとともに、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な一時保護ができるよう、緊急保護機能やアセスメント機能の強化に取り組みます。	(福) 家庭支援課
	5 修正	一時保護施設的环境整備	子どものニーズや状態像に合わせて適切な一時保護ができるよう、一時保護中の教育・学習支援など、一時保護施設的环境整備を図ります。	(福) 家庭支援課
	6 修正	里親委託率の向上に向けた取組みの推進	子ども家庭センター管内全域を対象として、里親のリクルートから養育支援までを包括的に支援するA型フォostリング機関（1支援機関あたり40家庭の里親を管理・支援）の整備を進めてきましたが、今後はA型フォostリング機関が里親支援センターに移行できるよう調整を進めます。また、児童養護施設等に配置された里親支援専門相談員と連携を行い、里親支援体制の構築及び委託率向上を図ります。	(福) 家庭支援課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
18 社会的養護を必要とする子ども等に対する支援				
(1) 社会的養育体制の整備	7	施設等の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた働きかけ	各施設の「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画」に基づき施設整備を行うよう、大阪府が適宜助言等を行うとともに、一時保護専用施設の整備等、施設の高機能化及び多機能化・機能転換が進むよう働きかけます。	(福) 家庭支援課
	8	児童自立支援施設の運営による子どもの社会的自立に向けた支援	府の児童自立支援施設である府立修徳学院及び府立子どもライフサポートセンターでは、高い専門性を活かし、非行や家庭環境などの理由により生活指導等を要する児童に対し、社会的自立を支援します。	(福) 家庭支援課
	9 修正	権利侵害の予防・防止や、苦情解決の仕組み等の構築	「大阪府子ども家庭審議会被措置児童等援助専門部会」を開催し、虐待行為や児童間トラブルへの対処について、事案への対応を検証するとともに再発防止に向けた取組みを推進します。	(福) 家庭支援課
(2) 社会的養護経験者等の自立支援の充実	1	社会性の獲得や、自立する力を身につけるための支援の提供	施設や里親等と連携し、退所を控えた子どもたちの生活相談支援やソーシャルスキルを学ぶための講習会を実施するとともに、大学等就学者の卒業までの居住支援に取り組めます。	(福) 家庭支援課
	2 修正	自立した後も支えとなるような支援の充実	自立支援担当職員の配置など退所後の生活相談支援体制を構築するとともに、自立生活援助事業や自立支援拠点事業の実施、家賃や生活費等の貸付や身元保証人の確保等を行うことにより、児童等の社会的自立を支援します。	(福) 家庭支援課
19 障がいのある子どもへの支援の充実				
(1) 障がいのある子どもへの医療・福祉支援	1	居宅介護・重度障がい者等包括支援・同行援護・行動援護	介護を必要とする障がい児等のいる家庭を訪問し、日常生活等の介護を行う市町村に対して補助を行います。(居宅介護・重度障がい者等包括支援) 視覚障がいや知的・精神障がいにより行動上著しい困難がある障がい児等のために、外出時の介護等を行う市町村に対して補助を行います。(同行援護・行動援護)	(福) 障がい福祉企画課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
19 障がいのある子どもへの支援の充実				
(1) 障がいのあ る子ども への医 療・福祉 支援	2	短期入所	障がい児等のいる家庭において、保護者等が疾病、出産等により介護することが困難になった場合、施設で短期入所を行う市町村に対して補助を行います。	(福) 障がい 福祉企 画課
	3	計画相談支援	障がい福祉サービス等を申請した障がい児について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行った市町村に対して補助を行います。	(福) 障がい 福祉企 画課
	4	移動支援	屋外での移動が困難な障がい児等について、外出のための支援を行う市町村に対して補助を行います。	(福) 地域生 活支援 課
	5	補装具費の支給	身体障がい児等の失われた身体機能の補完、代替する補装具の交付、修理または借受けにかかる費用を支給する市町村に対して補助を行います。	(福) 地域生 活支援 課
	6	日常生活用具の給付・貸与	障がい児等の日常生活をより円滑にするための支援用具等を給付または貸与する市町村に対して補助を行います。	(福) 地域生 活支援 課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
19 障がいのある子どもへの支援の充実				
(1) 障がいのあ る子ども への医 療・福祉 支援	7 修正	障がい児通所支援事業の充実	障がい児が身近な地域で療育を受けることができるよう、児童発達支援、放課後等デイサービスを行う事業所の確保に努めます。 また市町村と連携し、保育所等訪問支援を行う事業所の拡大に努めます。 さらに、地域の障がい児の健全な発達において中核的な機能を果たす機関である児童発達支援センターの機能強化に取り組む市町村を支援します。	(福) 生活基 盤推進 課、地 域生活 支援課
	8 修正	障がい児入所施設における支援等の充実	障がい児の意向、適性、障がい特性等を踏まえつつ、自立した日常生活又は社会生活への移行に向けた取組が適切かつ効果的に行われるよう、移行支援計画に基づき、関係機関と連携の上、専門性の高い支援の充実を図ります。	(福) 地域生 活支援 課
	9 修正	難聴児補聴器交付事業	身体障がい者手帳の交付対象とならない中度難聴児に対して補聴器の購入及び修理にかかる費用の一部を交付するとともに、聴力検査に要する検査料の負担を行います。	(福) 地域生 活支援 課
	10	障がい児等療育支援事業	在宅の障がい児(者)の地域における生活を支えるため、障がい児(者)の支援を行う通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の職員を対象として、療育指導・相談に係る助言・指導・研修等を実施します。	(福) 地域生 活支援 課
	11	障がい児福祉手当、重度障がい者在宅生活応援制度	重度の障がい児等の福祉の増進を図るため、障がい児福祉手当を支給します。また、重度の身体障がいと重度の知的障がいの重複障がい児(者)と介護する方々の在宅生活の推進のため、重度障がい者在宅生活応援制度の給付金を支給します。	(福) 地域生 活支援 課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
19 障がいのある子どもへの支援の充実				
(1) 障がいのあ る子ども への医 療・福祉 支援	12	障がい・難病児等療育支援体制整備事業	保健所において、身体障がい児、小児慢性特定疾患児とその家族に対して、専門相談や集団での療育指導を実施するとともに、地域での総合的な支援体制づくりを推進する。病院から地域へのスムーズな移行や日常生活の支援のための地域関係機関とのネットワークづくりを保健師が主導して行います。また、難病児等へのピアカウンセリング等をNPO法人難病連に委託して実施します。	(健) 地域保 健課
	13 修正	発達障がい啓発事業	啓発冊子の作成のほか、「世界自閉症啓発デー」(4月2日)及び「発達障がい啓発週間」(4月2日～4月8日)に自閉症をはじめとする「発達障がい」について、府民の正しい理解と認識を深めるための事業を実施します。	(福) 地域生 活支援 課
	14 修正	発達障がい医療機関初診待機解消事業	2次医療圏域で、医療機関の研修や診療支援の機能を備える拠点医療機関を確保します。また、症例検討会や診療支援の実施等により医療機関ネットワークの充実を図るほか、医療と地域の支援機関(福祉・教育・労働等)との相互理解を図ることで拠点医療機関への患者集中を防ぎ、診療時間の短縮・効率化を図ります。	(福) 地域生 活支援 課
	15 修正	障がい児通所支援事業者等育成事業	児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等に対し、発達障がいの支援の工夫等について具体的な助言を行う等、支援力の向上のための機関支援を実施します。	(福) 地域生 活支援 課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
19 障がいのある子どもへの支援の充実				
(1) 障がいのあ る子ども への医 療・福祉 支援	16 修正	ペアレントサポート事業	発達障がい児の保護者自身が他の発達障がい児の保護者等を講演や情報提供等によりサポートするというペアレント・メンターを養成し、市町村等へ派遣します。 また、市町村において、発達障がい児等の保護者に対し、ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラム等の支援が持続的に実施されるよう、市町村の体制やニーズに応じた助言を行います。	(福) 地域生 活支援 課
	17	発達障がい児者支援体制整備検討部会の運営	発達障がい児者支援施策の課題等について、ライフステージに応じた一貫した切れ目のない支援体制の整備に向けた検討を行うとともに、「発達障がい児者総合支援事業」の進捗管理等を行います。	(福) 地域生 活支援 課
	18 修正	発達障がい者地域支援力向上事業	市町村における発達障がい児者支援体制を整備するため、「発達障がい者地域支援マネージャー」が、体制整備に向けた相談・助言等を行うとともに、困難ケースに係るコンサルテーション、市町村内の事業所のニーズに応じた研修等を実施します。	(福) 地域生 活支援 課
	19	発達障がい者支援センター事業	府域の発達障がい児者支援を総合的に行う拠点として、専門的な相談支援や機関コンサルテーション、関係機関への情報提供等を実施します。	(福) 地域生 活支援 課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
19 障がいのある子どもへの支援の充実				
(1) 障がいのあ る子ども への医 療・福祉 支援	20 修正	医療的ケア児等に対する総合的支援	多様化する医療的ケアを必要とする障がい児者のニーズを的確に把握し、きめ細かで適切な支援につなぐための知識・技能を有する人材養成を行うとともに、府内全体の医療的ケア児の支援体制の構築につなげるため市町村域等の保健・医療・福祉・教育等の医療的ケアを要する重症心身障がい児者等の支援に関わる協議の場とも連携を図りながら、府においても同様の協議の場を設置・運営します。 また、令和5年4月に設置した大阪府医療的ケア児支援センターを中心に地域全体で医療的ケア児及びその家族を支える仕組みの構築をさらに進めていくことを目指します。	(福) 地域生 活支援 課
	21 追加	医療的ケア児保育支援事業の実施	安心して子育てができる環境づくりを推進するため、市町村等が看護師等や認定特定行為業務従事者である保育士を保育所等に配置する際に支援することで、医療的ケア児の受入れが可能となるよう体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。	(福) 子育て 支援課
	22 追加	府立福祉型障がい児入所施設の運営	府立こころ福祉センターにおいては、ユニット化によるケア単位の小規模化を行い、家庭的な養育環境の推進を図るとともに、地域生活への移行に向けた支援に取り組みます。また、本人の行動面の著しい障がいや要保護性の高さなどから民間施設では受入れが困難な児童の受入れを進めるなど、専門性を活かした支援等に取り組みます。	(福) 地域生 活支援 課
	23 追加	医療型短期入所の整備促進	医療的ケアが必要な重症心身障がい児者等の地域生活を支え、家族のレスパイトを実現するために、医療機関の空床を活用した短期入所事業の整備促進に取り組みます。	(福) 地域生 活支援 課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
20 外国人の子どもへの支援				
(1) 外国人の子どもや支援を必要とする帰国・渡日の子ども等への支援	1 修正	「大阪府在日外国人施策に関する指針」に基づく施策の推進	「大阪府在日外国人施策に関する指針」（平成14年12月策定、令和5年3月改正）に基づき、国籍や民族の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、在日外国人施策を総合的に推進します。	(府) 人権擁護課
	2	外国人受入環境整備事業	在留外国人が生活・就労等に関する適切な情報に速やかに到達できるよう、11言語で情報提供・相談を行う(公財)大阪府国際交流財団の実施する一元的相談窓口に対し、補助を行います。	(府) 国際課
	3 修正	帰国渡日児童生徒学校生活サポート推進事業	大阪府Webページにおいて、学校生活に係る情報を多言語(12言語)で提供します。また、中学校卒業後の進路選択に向けた情報を多言語(16言語)で提供します。市町村と連携して、府内8地区において多言語による進路ガイダンスを実施します。	(教) 小中学校課
	4	日本語教育学校支援事業	日本語指導が必要な生徒が在籍する府立高等学校に対し、日本語・母語指導や生活適応指導等を行える教育サポーター等を派遣するとともに、教材・人材情報の提供や教員等の研修など総合的な支援を行います。	(教) 高等学校課
	5	外国籍の子どもの就学機会の確保	市町村教育委員会に対して、それぞれの工夫された就学支援の取組み事例を広く伝え、外国籍の子どもの就学機会が適切に確保されるよう支援します。	(教) 小中学校課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
20 外国人の子どもへの支援				
(1) 外国人の子どもや支援を必要とする帰国・渡日の子ども等への支援	6 追加	外国人材の採用マッチングのサポート	日本での就職を希望する外国人留学生等や海外の人材を対象に、府内企業との就職マッチングの機会を提供するとともに、採用者に対してフォローアップを実施することで定着を図り、大阪の成長・飛躍を支える外国人材の受入れ促進を図ります。	(商) 商工労働総務課
	7 追加	24時間対応の外国人労働相談体制の整備	外国人の方が安心して働き続けられるよう、6言語に対応した労働相談チャットボットや多言語ホームページを運用することにより、24時間対応可能な労働相談体制を整備しています。	(商) 労働環境課
21 ヤングケアラーへの支援				
(1) ヤングケアラーへの支援	1 追加	ヤングケアラー支援体制強化事業	令和4年3月に策定した「大阪府ヤングケアラー支援推進指針」に基づき、市町村におけるヤングケアラーに関する相談窓口の設置の働きかけなど、ヤングケアラー支援について市町村と連携し、推進していきます。	(福) 子ども青少年課、地域福祉課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
2.2 複合化・複雑化した課題のある子どもへの支援				
(1) 複数分野にまたがる又は制度の狭間に陥っている課題がある子どもとその世帯への支援	1 追加	包括的な支援体制の促進	市町村における包括的な支援体制の構築に向けて、関係部署や関係機関との連携体制が整備されるよう、市町村訪問による助言やアドバイザー等の派遣を行います。 また、重層的支援体制整備事業の円滑な実施に向けた制度理解や、体制構築の手法を学ぶ研修を実施します。	(福) 地域福祉課
	2 追加	児童館・隣保館など多様な主体との連携促進	児童館・隣保館など多様な主体との連携が進むよう、先進事例や最新情報の提供等を通じて、市町村を支援します。	(福) 地域福祉課 子育て支援課
	3 修正	地域福祉・高齢者福祉交付金	地域の中で課題がある子どもとその世帯の「見守り・発見・つながり」を行うCSWの配置や居場所づくりのほか、市町村の自主性・創造性を活かした施策が展開されるよう、市町村に対し交付金による支援を行います。	(福) 地域福祉課
	4 追加	孤独・孤立対策の実施	孤独・孤立状態にある人が、適切な支援につながるよう市町村に働きかけるとともに、社会的機運の醸成に向けて、「大阪府孤独・孤立対策公民連携プラットフォーム」の周知を図ります。	(福) 地域福祉課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
23 子どもの権利を保障する取り組みの推進				
(1) 社会参画や意見表明の機会の充実	1 修正	子どもが意見を表明しやすい環境づくり (アドボカシーの推進)	子どもが権利の主体であるという改正児童福祉法の理念を念頭に、「子どもの権利ノート」と「あなたへの大切なお知らせ」により子どもが意見を表明しやすい環境づくりに努めます。 また、意見聴取措置の実施及び子どもの意見表明等支援委員会によって社会的養護を必要とする子どもの意見を受け止める仕組みを作るとともに、意見表明支援事業の拡大を推進していきます。	(福) 家庭支援課
(2) すべての子どもの人権が尊重される社会をつくる取り組みの推進	1	大阪府人権施策推進審議会の運営	人権施策の推進に関して意見を聴くため、学識経験者等のうちから委員を選定して開催しています。	(府) 人権企画課
	2 追加	子どもの人権に対する府民の理解増進の取り組み	「子どもの人権」をはじめとする、様々な人権課題を掲載した人権白書「ゆまにてなにわ」を作成し、市町村や学校等に広く配布する等、啓発に取り組みます。	(府) 人権企画課
(3) 子ども・若者の自殺対策	1 追加	子ども・若者の自殺対策の推進	大阪府自殺対策計画に基づき電話・SNS等を活用した相談体制の整備や、若者向け自殺予防相談窓口の広報を強化するとともに、庁内関係課や市町村と連携した総合的な取り組みを進めます。	(健) 地域保健課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
24 子どもの安全の確保や非行など問題行動の防止				
(1) 子どもの安全確保の推進	1 修正	地域防犯力の向上	市町村において、小学校の余裕教室等を活用し、地域防犯活動拠点として「地域安全センター」の更なる活動を促し、防犯活動のネットワーク化を図り、学校、地域住民、行政が連携した取り組みを推進します。さらに、ボランティア団体等が、青色回転灯等をつけたパトロール車（以下、青パト）で、地域を巡回し、長時間・広範囲での子どもの見守り活動や防犯活動を実施する等、地域を見守る活動の一層の活性化を図ります。	(政) 治安対策課、 (警) 府民安全対策課
	2	こども110番運動	「こども110番」は、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになったとき、助けを求めることができるように、地域の協力家庭が「こども110番の家」の旗等を掲げたり、「こども110番」ステッカーを貼った事業用の車両が「動くこども110番」として地域を走って、子どもを保護したりすることにより、子どもたちを犯罪から守ります。	(政) 治安対策課
	3 修正	性暴力被害にあった子どもへの支援	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の民間被害者等支援団体、医療機関及び警察などと連携し、被害にあった子どもが安心して相談・診療等を受けることができるよう取り組みます。	(政) 治安対策課
	4	効果的な広報啓発の取り組みの推進	子どもの安全確保にかかる広報啓発や情報発信を行い、社会全体で子どもを守る気運を醸成します。また、新たに府内の企業や団体と連携して、子どもを犯罪から守るための広報啓発の取り組みを進めます。	(政) 治安対策課
	5	子どもの安全見まもり隊	子どもの安全見まもり隊は、通学路等における登下校時の子どもの安全対策として、PTA、自治会等の方々を構成メンバーに府内全小学校区に設置済みであり、今後は特色ある活動に取り組む団体に対し市町村とともに補助を行うなどにより活動の活性化を図ります。	(政) 治安対策課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
24 子どもの安全の確保や非行など問題行動の防止				
(1) 子どもの安全確保の推進	6 修正	安まちアプリ等を活用した子ども安全対策の推進	子どもに対する声かけ等事案の発生情報及び防犯対策情報を、安まちアプリや安まちメール、X、YouTube等を活用してリアルタイムに提供することにより、自主防犯意識を高め、子どもの犯罪被害を防ぎます。	(警) 府民安全対策課
	7 修正	子どもに対する犯罪の未然防止対策	子どもが被害者となりやすい犯罪を未然に防止するため、危険箇所に対する警戒活動、防犯教室、広報啓発活動や学校との情報共有及び連携等を実施するほか、声かけ等行為の段階で行為者に対する指導・警告を積極的に実施し、子どもに対する犯罪を未然に防止します。	(警) 府民安全対策課
	8 修正	まちぐるみによる子ども安全対策の推進	登下校時間帯の通学路等における、地域住民による子どもの安全を見守る活動の継続と日常生活や事業活動を通じて行う「ながら見守り活動」の活性化を図るほか、地域住民、事業者、自治体、学校及び警察が連携した、まちぐるみでの子どもを見守る活動を促進します。	(警) 府民安全対策課
	9 修正	福祉犯の取締りの強化	児童買春・児童ポルノ法違反等の少年が被害者となる、悪質な福祉犯の取締りを強化し、被害少年に対する継続的支援活動を推進します。	(警) 少年課
	10 修正	子どもに対する性犯罪の刑期満了者に対する社会復帰支援	大阪府子どもを性犯罪から守る条例に基づき、18歳未満の子どもに対して一定の性犯罪を犯し、服役を終えて刑期が満了した方に対して、再犯防止に向けた専門プログラムや、社会生活サポート等の社会復帰支援を行います。	(政) 治安対策課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
24 子どもの安全の確保や非行など問題行動の防止				
(2) 非行など問題行動を防ぐ施策の推進	1	小学校高学年等に対する非行防止・犯罪被害防止教室の推進	大阪府内の小学生（高学年）を対象に、非行防止・犯罪被害防止教室を実施し、少年の規範意識の醸成を図るとともに、犯罪被害防止のための取り組みを推進します。	(福) 子ども青少年課、 (警) 少年課
	2 修正	少年サポートセンター等における非行防止活動の推進	街頭補導や問題行動のある少年たちへの助言・指導、少年非行問題等に関する相談、犯罪の被害に遭った少年の保護、保護者に対するサポート等、少年の健全育成に向けた非行防止活動を行います。	(警) 少年課
	3	少年サポートセンターにおける立ち直り支援事業	補導された少年や、子ども家庭センターや学校などで相談を受けている少年のうち、体験活動等を通じた立ち直り支援が必要と判断した少年に対して、様々な体験活動プログラムや福祉専門的プログラムを実施します。非行が進んでいない初期段階の触法少年に対して、学校や保護者と連携を図るとともに、継続的な面接指導を実施して少年の立ち直りを支援し、再非行防止活動を推進します。	(福) 子ども青少年課、 (警) 少年課
	4	地域と連携した少年非行問題解決活動の推進	少年の健全育成に携わる関係機関、団体、民間ボランティア、地域住民等で構成する少年健全育成ネットワークにおいて、具体的な事案・課題等を検討する会議を開催するとともに、個別の課題に応じて関係機関等で構成する「少年健全育成サポートチーム」を編成し、連携した対応により少年非行問題の解決にあたります。	(警) 少年課
	5 修正	地域社会が一体となった非行防止対策の推進	少年が利用する機会が多い娯楽施設を営む業者からの協力に基づき、その営業所を少年非行防止協力店として指定することなどにより、地域社会が一体となった非行防止活動を推進します。	(警) 少年課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
24 子どもの安全の確保や非行など問題行動の防止				
(2) 非 行など問 題行動を 防ぐ施策 の推進	6	少年柔剣道の活動を通じた少年健全育成の 推進	関係団体及び地域住民と連携して少年に柔道や剣道を指導す る活動を通じて、少年の非行防止と健全育成の推進を図ります。	(警) 少年課
	7	少年非行防止活動ネットワーク事業	少年非行の防止と少年が犯罪に巻き込まれることを防ぐこと を目的として、地域のボランティア等による少年非行防止活動 ネットワークの定着化や活動活性化に向けた支援を行います。	(福) 子ども 青少年 課
25 青少年の健全育成の推進				
(1) 青 少年を取 り巻く社 会環境の 整備	1	インターネット上の有害情報閲覧防止に係 る努力義務	保護者や事業者等に対して、判断能力が未熟な青少年がイン ターネット上の有害情報を視聴しないための対応及び青少年の ネット・リテラシーの向上に関する努力義務を定めた条例遵守 を図ります。	(福) 子ども 青少年 課
	2 修正	有害情報を遮断するフィルタリングの利用 促進及び青少年のインターネット利用に関 する教育及び啓発活動の推進	携帯電話事業者や府警、府教委等と連携して、青少年や保護 者に対してフィルタリングサービスの周知徹底を図るとともに、 青少年が自ら考えてインターネットを適切に活用できるよう、 スマホ・SNS安全教室、ワークショップの開催やターゲティン グ広告の実施など教育啓発活動を展開します。	(福) 子ども 青少年 課
	3	有害図書類・有害玩具刃物類への規制	青少年にとって有害な図書類や玩具刃物類の青少年への閲 覧・販売等を禁止した条例遵守のため、事業者への立入調査等 を行います。	(福) 子ども 青少年 課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
25 青少年の健全育成の推進				
(1) 青少年を取り巻く社会環境の整備	4	青少年の夜間外出制限施設への規制	青少年が夜間に利用しなければならない必然性に乏しい青少年夜間立入制限施設に対して、定期的に立入調査を行うなど条例遵守の徹底に努めることで、青少年の非行防止及び犯罪に巻き込まれない対策を進めます。	(福) 子ども青少年課
	5	夜間に外出させない保護者の努力義務	青少年を夜間に外出させない保護者の努力義務について周知徹底を図り、保護者の無関心を防止し、青少年を非行行為や犯罪被害から守ります。	(福) 子ども青少年課
	6	有害役務営業（いわゆる「JKビジネス」）を営む者への規制	青少年に悪影響を及ぼすおそれのある有害役務営業（いわゆる「JKビジネス」）に青少年に従事させること等を禁止した条例遵守のため、事業者への立入調査等を行います。	(福) 子ども青少年課
(2) 青少年の健全な成長を阻害する行為からの保護	1	青少年に対するわいせつ行為や勧誘行為等への規制	青少年に対するみだらな性行為やわいせつな行為及び違法行為等への勧誘等については、条例で処罰規定を設けており、青少年を犯罪の被害者にも加害者にもさせない対策を進めます。	(福) 子ども青少年課
	2	児童ポルノ等の提供を求める行為への規制（自画撮り被害の防止）	青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止しており、この規制の適切な運用により、いわゆる「自画撮り被害」を未然に防ぎます。	(福) 子ども青少年課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援				
25 青少年の健全育成の推進				
(3) 青少年の健やかな成長の促進	1	青少年育成大阪府民会議における府民運動の展開	青少年問題の重要性を鑑み、広く府民の総意を結集するとともに、青少年関係機関や団体の連携により青少年の健全育成を図ります。	(福) 子ども青少年課
	2	府立青少年海洋センターの運営	府立青少年海洋センターの運営を通じて、府内の子どもたちにカヌー等の体験活動の場を提供するとともに、府内の青少年育成団体と連携して、様々な体験活動の機会を提供します。	(福) 子ども青少年課
	3	公共建築設計コンクール「あすなろ夢建築」事業	小規模な公共建築物を題材として、府内高校生・専修学校生等からアイデアを公募し、最優秀作品に選定された作品の提案趣旨を活かして事業化を図ることによって、永く府民に愛され親しまれる公共建築づくりの推進とともに、青少年に夢を与え、将来の建築技術者となる青少年の育成を図ります。	(都) 公共建築室計画課
	4	府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）の運営	府立男女共同参画・青少年センターを通じて青少年活動に関する情報発信及び活動の場を提供します。	(福) 子ども青少年課
	5	依存症対策の推進	ギャンブルや薬物、アルコールをはじめとした依存症が心身に及ぼす影響等について、啓発資料を用いた授業や啓発ポスターの掲示等を通じ、子どもたちに正しい知識の普及啓発に取り組めます。	(健) 地域保健課
	6	薬物乱用防止対策の推進	覚醒剤や大麻、危険ドラッグなどの薬物乱用を防ぐため、子どもたちに薬物に関する正しい知識を伝える薬物乱用防止活動を推進します。	(健) 薬務課

追加

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向5 子育て当事者に対する支援				
26 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減				
(1) 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減	1	児童手当等の支給	次代の社会を担う子どもを支援するため、児童手当等を支給します。	(福) 家庭支援課
	2 修正	母子医療給付事業	小児慢性特定疾病に罹患している児童に対する医療費の助成等を行います。 また、身体障害者福祉法第4条の規程による障がい者を有する18歳未満の児童等、入院治療を必要とする未熟児、及び結核に罹患し、入院治療を必要とする児童に対して医療費の給付等を行います。	(健) 地域保健課
	3 修正	福祉医療費助成	乳幼児等の健康の保持増進と経済的な負担の軽減を図るため、市町村が実施する医療費助成事業（乳幼児・ひとり親家庭・障がい児）に対して補助を行うとともに、新子育て支援交付金により、市町村の取組を支援します。	(福) 子ども青少年課、地域生活支援課
	4	奨学金制度の周知・啓発	奨学金周知のための各種資料を作成します。 高等学校奨学金担当教員を対象とした奨学金制度説明会を開催し、奨学金事務、進路指導のために必要な制度説明を行います。 市町村進路相談員を対象とした研修を開催し、進路相談員の資質向上と奨学金制度の周知を行います。 生徒、保護者を対象とした説明会や相談会を開催し、奨学金制度の周知啓発を図ります。 大阪府教育委員会内において、奨学金相談専用電話を常設し、生徒、保護者からの奨学金に関する相談を行います。	(教) 高等学校課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向5 子育て当事者に対する支援				
26 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減				
(1) 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減	5	高等学校等就学支援金事業	高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、就学支援金を高等学校の授業料に充てます。(所得制限あり。)(国庫負担事業10/10)	(教) 施設財務課、私学課
	6	高等学校等奨学給付金事業	全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を支給します。(国庫補助事業1/3)	(教) 施設財務課、私学課
	7 修正	高等学校等学び直し支援金事業	高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の高等学校等就学支援金支給期間36月(定時制・通信制は48月)の経過後も、卒業までの間(最長1年、定時制・通信制は最長2年)、継続して学び直し支援金を授業料に充てます。(所得制限あり。国庫補助事業10/10)	(教) 施設財務課、私学課
	8	大阪府育英会奨学金貸付事業	向学心に富みながら経済的理由で修学を断念することのないよう、(公財)大阪府育英会を通じて、高校生等に奨学金等の貸付を行うことで、教育の機会均等を図ります。	(教) 私学課
	9 追加	保育士修学資金貸付事業の実施	子ども・子育て支援新制度のもと、保育士資格の新規取得者の確保や保育士の離職防止、潜在保育士の再就職支援を図るため、修学資金や保育補助者の雇い上げ費用、保育料や再就職準備金など必要な費用を貸付けることにより、保育人材の確保を図ります。	(福) 子育て支援課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向5 子育て当事者に対する支援				
27 家庭と地域がともに養育力を高める仕組みの構築				
(1) 親子の育ちを応援し、子育て家庭を地域で支える仕組みの構築	1	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業を推進します。	(福) 子育て支援課
	2	地域子育て支援拠点事業	乳幼児やその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供などの援助を行います。	(福) 子育て支援課
	3	ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡・調整を行うファミリー・サポート・センター事業を推進します。	(福) 子育て支援課
	4 修正	養育支援訪問事業（再掲）	養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業を実施する市町村に対して、情報提供や補助を行います。（再掲）	(福) 家庭支援課
	5	要保護児童対策地域協議会（再掲）	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業を推進します。（再掲）	(福) 家庭支援課
	6 修正	子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	保護者の疾病、出産、介護等の理由で一時的に児童の養育が困難になった場合や、レスパイト・ケア等の理由で親子での利用が必要になった場合に、児童養護施設等において、一定の期間、養育・保護する事業を推進します。	(福) 子育て支援課
	7	乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。（再掲）	(健) 地域保健課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向5 子育て当事者に対する支援				
27 家庭と地域がともに養育力を高める仕組みの構築				
(1) 親子の育ちを応援し、子育て家庭を地域で支える仕組みの構築	8 追加	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するとともに、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担軽減を図ります。	(福) 子育て支援課
	9	高齢者による子育て支援の推進	子どもに対する遊びの指導、安全確保などを通じた、高齢者による子育て支援活動の機会が広がるよう、市町村関係機関へ子育て支援に関心がある高齢者の情報提供等に努めます。	(福) 子育て支援課、介護支援課
	10	幼児期からの生活習慣の確立支援（生活リズム向上キッズ大作戦！事業）	子どもの家庭での生活状況を親子で一緒に確認するチャレンジカードや、生活習慣の重要性を理解するためのリーフレットにより、幼児期からの生活習慣の定着を図ります。	(福) 子ども青少年課
	11 修正	教育コミュニティづくり推進事業（家庭教育支援）（再掲）	市町村における多様な親学習の機会を提供するとともに、家庭教育に不安や悩みを抱え孤立しがちな保護者・家庭への訪問型家庭教育支援の実施を促進します。	(教) 地域教育振興課
	12 修正	障がい児とその保護者に対する相談支援の充実	障がい児者の相談支援を行いサービス利用計画を作成する相談支援専門員の養成研修を計画的に実施し、市町村の基幹相談支援センターの設置促進や自立支援協議会の活性化を図るための大阪府障がい者相談支援アドバイザーを派遣するなど、市町村の障がい児者の相談支援体制が充実・強化するよう支援します。	(福) 地域生活支援課
	13	食に関するボランティア等の食育活動支援	地域において府民の生活に密着した活動を行っている地域活動栄養士会や大阪府食生活改善連絡協議会等の食育活動を支援するとともに、管理栄養士・栄養士養成施設等の学生による地域での食育ボランティア活動が拡大するよう支援します。	(健) 健康づくり課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向5 子育て当事者に対する支援				
27 家庭と地域がともに養育力を高める仕組みの構築				
(1) 親子の育ちを応援し、子育て家庭を地域で支える仕組みの構築	14 追加	地域等での共食・食育の推進	地域において、親子料理教室等の学びながら食を楽しめる機会や子どもから高齢者まで食を通じたコミュニケーションが図れる共食の機会を提供するとともに、健康アプリやAI等を活用した食事評価、栄養管理を推進します。	(健) 健康づくり課
	15	大阪府中央卸売市場における食育の推進	府内食品流通基地の拠点である中央卸売市場において、食育の推進を図ります。	(環) 中央卸売市場
	16	保育所における食育の取組支援	市町村等関係機関と連携し、保育所に対する食事プロセスの普及啓発や、食事提供関係者を対象とする研修会の開催等を通じて、食育に関する情報提供等を行うことにより、保育所における食育の取り組みを支援します。	(福) 子育て支援課
	17 修正	広域連携・官民協働による子育て応援事業（まいど子どもカード）	企業等の協賛を得て、子育て世帯がシンボルマークのついた携帯電話画面を店舗で掲示することで、割引・特典などのサービスを提供することにより、子育て世帯を社会全体で応援する機運醸成を図ります。	(福) 子ども青少年課
	18	児童福祉施設への「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の周知	児童福祉施設において食事の提供や栄養管理を行うことにより、子どもの健やかな発育・発達を支援するため、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」を周知し、食を通じた児童の健全育成に関する取り組みを推進します。	(福) 子育て支援課、家庭支援課
	19 追加	生活困窮者への支援	生活困窮者の自立を支援するため、生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を行っています。離職などにより住居を失った方等に対し、一定期間、家賃相当額を支給する住居確保給付金や、家計に関するアセスメントを行い、家計管理による生活再建をめざす家計改善支援事業、貧困の連鎖を防止するため生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を行う子どもの学習・生活支援事業などを実施します。	(福) 地域福祉課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向5 子育て当事者に対する支援				
27 家庭と地域がともに養育力を高める仕組みの構築				
(1) 親子の育ちを応援し、子育て家庭を地域で支える仕組みの構築	20 追加	困難な問題を抱える女性への支援	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）に対し、女性相談センターにおいて相談事業を実施し、必要な支援や情報提供を行うほか、府内市町村に設置された女性相談窓口の周知に努めます。	(福) 家庭支援課
(2) 子育て家庭を支援する地域ネットワークの構築	1	福祉サービス第三者評価事業の推進	福祉サービスの質の向上を促し、併せて、福祉サービス情報を利用者に広く周知するため、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行い、その結果を公表する福祉サービス第三者評価事業を推進します。	(福) 地域福祉課
	2 修正	地域福祉・高齢者福祉交付金（再掲）	地域の中で課題がある子どもとその世帯の「見守り・発見・つながり」を行うCSWの配置や居場所づくりのほか、市町村の自主性・創造性を活かした施策が展開されるよう、市町村に対し交付金による支援を行います。	(福) 地域福祉課、介護支援課
	3 修正	民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援	地域住民の身近な相談役として、生活相談や助言、福祉サービス情報の提供等ができるよう、民生委員・児童委員、主任児童委員への各種研修を実施するとともに、各々の活動の促進を図ります。	(福) 地域福祉課
28 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進				
(1) 仕事と生活の調和の推進、働き方改革の推進	1	認定こども園整備事業、保育所等整備事業、小規模保育設置促進事業（再掲）	認定こども園等の施設整備、待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備及び小規模保育事業所の設置等により、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う市町村を支援します。（再掲）	(福) 子育て支援課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向5 子育て当事者に対する支援				
28 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進				
(1) 仕事と生活の調和の推進、働き方改革の推進	2	「男女いきいき」事業者登録・認証・表彰制度	男女ともいきいきと働くことのできる職場環境づくりの取り組みを進める意欲のある事業者を登録・認証・表彰する「男女いきいき」各種制度により、事業者の取り組みを応援します。	(府) 男女参画・府民協働課
	3	仕事と子育ての両立の推進	仕事と子育ての両立を推進するため、労働関係啓発冊子の配布、セミナー等において関係テーマを取り上げ周知します。また、労働時間短縮の促進などについて、企業等に対し、啓発を行います。	(商) 労働環境課
	4	各種啓発冊子の作成と関係セミナーの実施など、労働相談の実施	労働関係啓発冊子、セミナー等において関係テーマを取り上げ、周知します。労働相談において関係内容に対応します。	(商) 労働環境課
	5	各種啓発冊子の作成と関係セミナーの実施など、労働相談の実施（再掲）	働き方改革関連法の施行を踏まえ、労働関係法制度等の普及啓発を行うとともに、労使紛争・労働問題の未然防止、解決に向けた支援を行います。（再掲）	(商) 労働環境課
	6 追加	労働環境改善事業の実施	中小企業・小規模事業者へのヒアリングを通じて課題の掘り起こしや整理を行い、自社の課題分析や課題への対応がわからない事業者には個別に助言を行うなど、企業に応じた労働環境改善の取り組みを推進しています。	(商) 労働環境課
	7 追加	ノー残業デー、ワーク・ライフ・バランス推進月間における普及啓発	平成30年度から11月を「ノー残業デー、ワーク・ライフ・バランス推進月間」と定め、ノー残業デーの実施などによる時間外労働の削減や、年次有給休暇の取得促進などを呼びかけ、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた機運の醸成を図っています。	(商) 労働環境課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向5 子育て当事者に対する支援				
28 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進				
（2）女性活躍の推進	1	OSAKA女性活躍推進会議	女性が自らの意思によって持てる能力を十分に発揮し、様々な分野で活躍できる社会の実現に向けて、行政と経済団体、労働団体、大学等が相互に連携・協力し、オール大阪で女性の活躍推進の機運を盛り上げます。	（府） 男女参画・府民協働課
	2	保育活動と就職活動の一体的支援	OSAKAしごとフィールドで、結婚・出産等を機に離職した女性等に対して、保活と就活を一体的に支援しています。また、同建物内にある民間保育所「保育ルーム キッズもみの木」と連携し、就職活動中の一時保育サービスを提供しています。	（商） 就業促進課
	3 追加	女性のための相談窓口	ドーンセンターにおいて、専門の相談員やカウンセラーなどが、生き方、子育て、家族、人間関係、仕事の悩みなど、様々な悩みに応じる相談窓口を設置しています。	（府） 男女参画・府民協働課
	4 追加	女性のためのコミュニティスペースの開設	ドーンセンターにおいて、カウンセラー等の資格を持つ女性の支援スタッフによる情報提供や相談窓口の紹介、同じ悩みを持つ方同士の交流会等の開催、また、民間企業等からの協賛による生活用品等を必要に応じて提供しています。	（府） 男女参画・府民協働課
	5 追加	再就職を希望している女性を対象としているカウンセリングの実施	ドーンセンター情報ライブラリーに設置の女性就労支援コーナーを活用し、結婚や出産などで仕事を中断した後に再就職を希望している女性を対象にキャリアカウンセリングを実施するなど、就職や再就職活動を円滑にスタートさせることを応援します。	（府） 男女参画・府民協働課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向5 子育て当事者に対する支援				
28 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進				
(3) 男性の家事・子育てへの主体的な参画促進	1 追加	労働環境改善事業の実施（再掲）	中小企業・小規模事業者へのヒアリングを通じて課題の掘り起こしや整理を行い、自社の課題分析や課題への対応がわからない事業者には個別に助言を行うなど、企業に応じた労働環境改善の取り組みを推進しています。（再掲）	(商) 労働環境課
	2 追加	男性のための電話相談窓口	家族・パートナー、職場の人間関係、生き方、からだやこころの不調など、男性の様々な悩みについて、男性相談員が相談に応じます。	(府) 男女参画・府民協働課
29 ひとり親家庭等の自立促進				
(1) ひとり親家庭等の自立促進	1 修正	ひとり親家庭の親対象の優先枠の設定（高等職業技術専門学校）	夕陽丘校の3科目において、ひとり親家庭の親を対象とした優先枠を設定することで入校を促し、職業訓練を実施します。 【優先枠設定科目】 建築内装CAD科、ビル設備管理科、ビルクリーニング管理科	(商) 人材育成課
	2 修正	ひとり親家庭の父母等を対象とした職業訓練（民間委託訓練）	ひとり親家庭の父母等を対象に、就職に必要な知識・技能の習得を図り、職業的自立を促進する訓練を実施します。	(商) 人材育成課
	3 修正	母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業）	就業と子育ての両立を図るため、就業や日常生活の支援を組み合わせたワンストップによる事業を展開するとともに、マザーズハローワークをはじめとした就業相談機関と連携して、身近な地域での相談体制の整備や雇用の確保、職場への定着など就業による自立に向けた支援の充実を図ります。	(福) 子育て支援課
	4	母子・父子自立支援プログラム策定事業	政令・中核市を除く市町等において、児童扶養手当受給者等の自立・就労支援のために、個々のひとり親家庭の親の実情に応じた自立支援プログラムを策定します。また、関連事業との連携強化を図り、就労意欲の醸成をはじめ、職業能力の開発や向上、職場定着に向けたフォローアップ等、きめ細かで重層的かつ継続的な一貫した就労・自立支援を促進します。	(福) 子育て支援課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向5 子育て当事者に対する支援				
29 ひとり親家庭等の自立促進				
(1) ひとり親家庭等の自立促進	5	母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の親が、より収入が高く安定した雇用につながるよう、母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業において就業に有利な資格の取得支援を充実します。	(福) 子育て支援課
	6 修正	ひとり親家庭の親の雇用を進める事業主への表彰制度の実施	ひとり親家庭等が仕事と子育てを円滑に両立できる環境が広がることを目指す取組として、ひとり親家庭の親の雇用を進める事業主への表彰制度を実施します。	(福) 子育て支援課
	7	ひとり親家庭等日常生活支援事業及びファミリー・サポート・センター事業	日常生活支援事業を担う家庭生活支援員の確保に努めるとともに、ひとり親家庭等の自立や生活の安定に向けた制度利用の促進に努めます。また、ひとり親家庭に対し、ファミリー・サポート・センター事業の活用を推進します。	(福) 子育て支援課
	8 修正	ひとり親家庭等生活向上事業 (家計管理・生活支援講習会等事業)	生活支援に関する講習会を実施し、家庭での育児、児童のしつけなど子どもの世話や家事など、ひとり親家庭が生活の中で直面する諸問題の解決を図るよう努めます。	(福) 子育て支援課
	9 修正	ひとり親家庭等生活向上事業 (こどもの生活・学習支援事業)	子どもの健やかな育成環境や学習機会の確保を図るため、居場所づくりを含めた学習支援等を推進します。	(福) 子育て支援課
	10 修正	母子家庭等就業・自立支援センター事業 (相談関係職員研修支援事業)	母子・父子自立支援員など相談関係者の資質向上を図るための研修会や情報提供を行います。	(福) 子育て支援課
	11	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭等の経済的自立を支援するため、子どもの修学や親自身の就労などに要する資金を、必要かつ償還可能な範囲で貸付を行います。	(福) 家庭支援課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向5 子育て当事者に対する支援				
30 共同養育の取組				
(1) 親子交流の促進	1 修正	大阪府離婚前後の親支援講座事業及び母子家庭等就業・自立支援センター事業（養育費等支援事業）	離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、親子交流や養育費の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するための親支援講座等の取組みを推進します。また、府立母子・父子福祉センターにおいて、養育費や親子交流に関する専門家相談を実施します。	(福) 子育て支援課
	2 修正	母子家庭等就業・自立支援センター事業（親子交流支援事業）	子どもと離れて暮らしている父母の一方が子どもと交流する親子交流を支援します。	(福) 子育て支援課
(2) 養育費確保への支援	1 修正	大阪府離婚前後の親支援講座事業及び母子家庭等就業・自立支援センター事業（養育費等支援事業）（再掲）	離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、親子交流や養育費の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するための親支援講座等の取組みを推進します。また、府立母子・父子福祉センターにおいて、養育費や親子交流に関する専門家相談を実施します。（再掲）	(福) 子育て支援課
	2 修正	大阪府養育費の履行確保等支援事業	福祉事務所未設置の町村にお住いのひとり親の方の養育費に関する公正証書等作成費用や養育費保証契約費用の一部について補助します。	(福) 子育て支援課
(3) 共同養育に関する普及啓発	1 追加	共同養育に関する市町村等への研修	民法改正に伴う離婚後の共同親権の導入や養育費・親子交流等の見直しを踏まえ、個別事情に配慮した支援を実施できるよう、市町村の職員に対して、共同養育に関する研修を実施するなど、普及啓発に努めます。	(福) 子育て支援課
31 子育て世帯向け住宅支援の充実				
(1) 子育て世帯向け住宅支援の充実	1	住宅の耐震化の促進	市町村との連携による耐震診断、改修設計、改修補助を実施し、住宅の耐震化を促進します。	(都) 都市防災課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向5 子育て当事者に対する支援				
31 子育て世帯向け住宅支援の充実				
(1) 子育て世帯向け住宅支援の充実	2	防犯に配慮した住宅に係る指針・ガイドブックの周知	防犯に配慮した住宅に係る指針・ガイドブックを周知します。	(都) 建築指導室建築安全課
	追加 3	住宅セーフティネット制度	子育て世帯等が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、市町村や宅地建物取引業者等と連携し、セーフティネット住宅・居住支援法人の登録を促進するとともに、よりきめ細やかな支援を行うために市区町村単位の居住支援協議会の設立を促進します。	(都) 居住企画課
	追加 4	公的賃貸住宅・民間住宅での子育て世帯向け住宅支援の充実	公的賃貸住宅において、子育て世帯等の入居促進や子育てしやすい住まい・住環境の整備を推進します。 市町村や関係団体等と連携し、空家の利活用による既存住宅流通の促進などに取組むとともに、関係者間で先進的取組の情報共有を行うなどにより、住宅支援の充実を図ります。 また、子育て世帯が住まいに関する情報を選択しやすくなるよう市町村や公的賃貸住宅事業者等が提供する各種住宅支援制度を一元的に情報発信します。	(都) 居住企画課
	修正 5	府営住宅の「新婚・子育て世帯向け募集」の実施	子育て世帯の居住の安定をより一層推進するための募集を実施します。	(都) 住宅経営室経営管理課
	修正 6	府営住宅の「親子近居向け募集」の実施	親世帯又は子世帯が互いに近隣において介助または子育てができるよう、子育て世帯が親世帯と近接して居住する親子近居向け募集を推進します。	(都) 住宅経営室経営管理課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向5 子育て当事者に対する支援				
31 子育て世帯向け住宅支援の充実				
(1) 子育て世帯向け住宅支援の充実	7 修正	府営住宅の「福祉世帯向け募集」枠の実施	ひとり親世帯の居住の安定を図り、自立を支援するため、「福祉世帯向け募集」（優先入居）の対象世帯として、ひとり親世帯を位置づけ、募集を推進します。 また、DV被害により事実上婚姻関係が破綻している母子世帯等に準じる状況にある世帯を支援し、居住の安定を図るため、「福祉世帯向け募集」の対象世帯として、ひとり親世帯を位置づけ、募集を推進します。	(都) 住宅経営室経営管理課
	8 追加	府営住宅における子育て世帯向け住戸等の整備	府営住宅において、子育て世帯のニーズを踏まえた住戸プランでの整備等や、空室を活用した民間事業者等による新婚・子育て世帯の支援施設等の導入を推進します。	(都) 住宅経営室経営管理課、住宅整備課、施設保全課
	9 修正	府営住宅の建替えにより生じる用地の社会福祉施設等としての活用	府営住宅の建替えにより生み出された用地の、保育所などの社会福祉施設等としての活用を市町と連携して促進するとともに、若年世帯・ファミリー向け民間住宅等の多様な住宅供給を図ります。	(都) 住宅経営室施設保全課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向5 子育て当事者に対する支援				
3.2 その他子育てを支援する取り組みの推進				
(1) こども家庭センターの設置促進	1 修正	市町村の家庭支援体制等の整備に向けた取り組みの支援（再掲）	全ての妊産婦・子育て世帯の包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の市町村における設置促進に取り組みます。（再掲）	(健) 地域保健課 (福) 家庭支援課
(2) 身近な場所や地域における相談体制の充実	1 追加	地域の子育て世帯等に対する相談体制の充実（再掲）	社会福祉協議会などが実施する研修をスマイルサポーター研修として認定し、妊産婦や子育て世帯に対して必要な情報の提供や相談・助言を行います。（再掲）	(福) 子育て支援課
(3) 子育てしやすい公共施設等の整備の推進	1 修正	大阪府福祉のまちづくり条例	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、すべての人が安心してまちに出かけ、容易に都市施設を利用できるよう、福祉のまちづくりを推進します。また、子育て支援のための福祉整備（授乳場所、乳幼児用いす・ベッド等）についても、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基準を定め、子育てにやさしい住環境の整備を促進します。	(都) 建築環境課
	2	みどりづくり推進事業（活動助成）	地域住民、NPO、学校等が一体となって行う樹木の植栽、花壇づくりや運動場・園庭の芝生化などの緑化活動を支援します。	(環) みどり企画課

第4章 基本方向に基づく取り組み

3. 個別事業の取り組み

取組項目 番号	事業 番号	事業名	事業概要	所管 部署
基本方向5 子育て当事者に対する支援				
32 その他子育てを支援する取り組みの推進				
(3) 子育てしやすい公共施設等の整備の推進	3 修正	受動喫煙防止対策の推進	多数の者が利用する施設や子どもがいる空間において、健康増進法、大阪府受動喫煙防止条例及び大阪府子どもの受動喫煙防止条例の趣旨を踏まえ、望まない受動喫煙のない環境整備を図ります。	(健) 健康づくり課
	4 追加	子どもや子育て世帯が外出しやすい社会づくりの機運の醸成	ベビーカーファスト・トラックの導入促進やベビーカー（子ども・子育て世帯）外出応援事業の実施等により、ベビーカーや小さな子ども連れの方等が移動・外出しやすい社会づくりのための機運を醸成します。	(福) 子ども青少年課